

資料 2

宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則案 新旧対照表

現行施行規則	施行規則改正案	備考
<u>人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則</u> （平成二十九年内閣府令第五十号）	<u>宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則</u> （平成二十九年内閣府令第五十号）	宇宙活動法改正に伴う改正
（新設）	<u>目次</u> <u>第一章 総則（第一条―第四条）</u> <u>第二章 宇宙ロケットの打上げに係る許可等</u> <u>第一節 宇宙ロケットの打上げに係る許可（第五条―第十二条）</u> <u>第二節 宇宙ロケットの設計の確認（第十三条―第十五条）</u> <u>第三節 打上げ施設の適合認定（第十六条―第十八条）</u> <u>第四節 搭載前人工衛星等の適合認定（第十八条の二―第十八条の四）</u> <u>第五節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例（第十九条）</u> <u>第三章 特定人工衛星の管理に係る許可等（第二十条―第三十一条）</u> <u>第四章 内閣総理大臣による監督（第三十二条）</u> <u>第五章 ロケット落下等損害の賠償（第三十二条の二―</u>	明確化のため目次を追記

	<u>第三十六条)</u> <u>第六章 雑則（第三十七条）</u> <u>附則</u>	
(新設)	<u>第一章 総則</u>	明確化のため章を追記
(定義) 第一条 この府令において使用する用語は、 <u>人工衛星等の</u> <u>打上げ及び人工衛星の管理に関する法律</u> （以下「法」という。）において使用する用語の例による。	(定義) 第一条 この府令において使用する用語は、 <u>宇宙ロケット</u> <u>の打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律</u> （以下「法」という。）において使用する用語の例による。	宇宙活動法改正に伴う改正
(人工衛星等の打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者) 第二条 法第二条第 <u>八号</u> の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 当該 <u>人工衛星等の打上げ</u> を行う者の従業者 二 当該 <u>人工衛星等の打上げ</u> の用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者及びその従業者	(宇宙ロケットの打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者) 第二条 法第二条第 <u>十一号ただし書</u> の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 当該 <u>宇宙ロケットの打上げ</u> を行う者の従業者 二 当該 <u>宇宙ロケットの打上げ</u> の用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者及びその <u>者</u> の従業者	宇宙活動法改正に伴う改正
(特定ロケット落下等損害) 第三条 法第二条第 <u>九号</u> の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 一 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱	(特定ロケット落下等損害) 第三条 法第二条第 <u>十二号</u> の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 一 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱	宇宙活動法改正に伴う改正及び同法上の定義にあわせる改正

二 前号に掲げる事由のほか、法第九条第二項に規定する<u>内閣総理大臣の承認を受けた損害賠償担保措置</u>におけるロケット落下等損害賠償責任保険契約において、保険者が保険金を支払わないこととしている事由であって、内閣総理大臣が適当と認めるもの	二 前号に掲げる事由のほか、法第九条第二項に規定する損害賠償担保措置におけるロケット落下等損害賠償責任保険契約において、保険者が保険金を支払わないこととしている事由であって、内閣総理大臣が適当と認めるもの	
(<u>人工衛星の管理</u>を行う者と業務上密接な関係を有する者) 第四条 法第二条<u>第十一号</u>の内閣府令で定める者は、当該<u>人工衛星の管理</u>を行う者の従業者とする。	(<u>特定人工衛星の管理</u>を行う者と業務上密接な関係を有する者) 第四条 法第二条<u>第十四号ただし書</u>の内閣府令で定める者は、当該<u>特定人工衛星の管理</u>を行う者の従業者とする。	宇宙活動法改正に伴う改正
(新設) (新設)	<u>第二章 宇宙ロケットの打上げに係る許可等</u> <u>第一節 宇宙ロケットの打上げに係る許可</u>	明確化のため章及び節を追記
(<u>人工衛星等の打上げに係る許可の申請等</u>) 第五条 法第四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u> 一 <u>法第十三条第一項の型式認定を受けていない人工衛星の打上げ用ロケットを用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者</u>にあつては、次に掲げる書類	(<u>宇宙ロケットの打上げに係る許可の申請等</u>) 第五条 法第四条<u>第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者</u>は、様式第一による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 <u>法第四条第二項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</u>	宇宙活動法改正に伴う改正

イ <u>人工衛星の打上げ用ロケット</u>の設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを証する書類 ロ 飛行中断措置その他の<u>人工衛星の打上げ用ロケット</u>の飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類 ハ <u>人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件を記載した書類</u> ニ <u>人工衛星の打上げ用ロケット</u>の飛行実績又は試験結果を記載した書類 ホ <u>人工衛星の打上げ用ロケット</u>の信頼性の評価結果を記載した書類 ヘ <u>人工衛星の打上げ用ロケット</u>が設計に合致していることの確認方法を記載した書類 二 <u>法第十六条第一項の適合認定を受けていない打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者にあつては、次に掲げる書類</u> イ 打上げ施設の<u>場所、構造及び設備</u>が第八条に定める<u>型式別施設安全基準</u>に適合していることを証する書類 ロ 飛行中断措置その他の<u>人工衛星の打上げ用ロケット</u>の飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類	一 <u>宇宙ロケット</u>の設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを証する書類 二 <u>宇宙ロケットにおける飛行中断措置その他の宇宙ロケット</u>の飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類 三 <u>宇宙ロケット</u>の飛行実績又は試験結果を記載した書類 四 <u>宇宙ロケット</u>の信頼性の評価結果を記載した書類 五 <u>宇宙ロケット</u>が設計に合致していることの確認方法を記載した書類 六 打上げ施設が第八条に定める<u>設計別施設安全基準</u>に適合していることを証する書類 七 <u>打上げ施設における飛行中断措置その他の宇宙ロケット</u>の飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類	
---	--	--

ハ <u>人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類</u> (新設)	八 <u>宇宙ロケットと打上げ施設との適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類</u> 九 <u>宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあっては、それぞれの人工衛星等（国及び締約国外国政府の人工衛星等を除く。）の構造が第八条の二に定める人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合していることを証する書類</u>	
(新設) 三 その他内閣総理大臣が必要と認める書類 (新設)	十 <u>申請者が法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類</u> 十一 その他内閣総理大臣が必要と認める書類	欠格事由の該当有無の確認方法変更に伴う改正
(新設)	3 <u>第一項の申請書に宇宙ロケットについて法第十三条第一項の確認に係る設計確認番号を記載するときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第五号に掲げる書類を添えることを要しない。</u>	宇宙活動法改正に伴う改正
(新設)	4 <u>第一項の申請書に打上げ施設について法第十六条第一項の適合認定に係る適合認定番号を記載するときは、第二項の規定にかかわらず、同項第六号から第八号までに掲げる書類を添えることを要しない。</u>	宇宙活動法改正に伴う改正
(新設)	5 <u>第一項の申請書に宇宙ロケットに搭載する人工衛星の全部又は一部について第十八条の二第一項の適合認定に係る適合認定番号を記載し、又は第二十条第一項の許可を受けたことを証する書面若しくは締約国外国政府が監</u>	宇宙活動法改正に伴う改正

3 法第四条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 <u>人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体の名称及び号機番号</u> 二 <u>人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の名称</u> 三 申請者が法人である場合は、役員の氏名 四 使用人の氏名 五 <u>法第五条各号のいずれにも該当しないこと。</u> 4 内閣総理大臣は、法第四条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第二による許可証を交付するものとする。 (新設) 5 打上げ実施者は、<u>前項</u>の規定により交付を受けた許可証を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、<u>当該許可</u>は、その効力を失う。	<u>督することを証する書面を添付するときは、第二項の規定にかかわらず、その記載又は添付に係る人工衛星等については、同項第九号に掲げる書類を添えることを要しない。</u> 6 法第四条第二項第七号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 <u>宇宙ロケットの機体の名称及び号機番号</u> 二 <u>宇宙ロケットに搭載される人工衛星等の名称</u> 三 申請者が法人である場合は、<u>法第五条第四号の役員</u>の氏名 四 使用人<u>(第六条に規定する使用人をいう。)</u>の氏名 7 内閣総理大臣は、法第四条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第二による許可証を交付するものとする。 8 <u>内閣総理大臣は、前項の許可証を交付した者に対して、申請により様式第二の二による許可証明書を交付することができる。</u> 9 打上げ実施者は、<u>第七項</u>の規定により交付を受けた許可証を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、<u>当該許可証に係る法第四条第一項の許可</u>は、	用語の明確化のための改正 用語の明確化のための改正 法改正により許可証明書が法定されたこと等を受けて追記
---	--	---

	その効力を失う。	
(心身の故障により<u>人工衛星等の打上げ</u>を適正に行うことができない者) 第五条の二 法第五条第三号の内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により<u>人工衛星等の打上げ</u>を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	(心身の故障により<u>宇宙ロケットの打上げ</u>を適正に行うことができない者) 第五条の二 法第五条第三号の内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により<u>宇宙ロケットの打上げ</u>を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	宇宙活動法改正に伴う改正
(使用人) 第六条 法第五条第四号及び第五号の内閣府令で定める使用人は、申請者の使用人であって、当該申請者の<u>人工衛星等の打上げ</u>に係る業務に関する権限及び責任を有する者とする。	(使用人) 第六条 法第五条第四号及び第五号の内閣府令で定める使用人は、申請者の使用人であって、当該申請者の<u>宇宙ロケットの打上げ</u>に係る業務に関する権限及び責任を有する者とする。	宇宙活動法改正に伴う改正
(ロケット安全基準) 第七条 法第六条第一号の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。 一 <u>人工衛星等の打上げ</u>を行うことができる飛行能力を有するものであること。 二 <u>着火装置等の故障、誤作動又は誤操作</u>（以下「故障等」という。）があっても、<u>人工衛星の打上げ用ロケット</u>	(ロケット安全基準) 第七条 法第六条第二号の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。 一 <u>宇宙ロケットが、その設計上、宇宙ロケットの打上げ</u>を行うことができる飛行能力を有するものであること。 二 <u>宇宙ロケットに備えられた安全上重大なシステム</u>（<u>着火装置、分離装置その他の装置、機器若しくは設</u>	宇宙活動法改正に伴う改正及びロケット安全基準の明確化のための改正

<u>トの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保することができる措置が講じられているものであること。</u> 三 <u>人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を送信する機能を有するものであること。</u> 四 <u>人工衛星の打上げ用ロケットの飛行中断措置により当該人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保することができる機能を有するものであること。</u> 五 <u>人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全確保を図る機能を構成する重要なシステム等に、故障等があっても機能するために十分な信頼性の確保及び多重化（同一の機能を有する二以上の系統又は機器を同一のシステムに配置することをいう。以下同じ。）の措置が講じられているものであること。</u> 六 人工衛星等が分離されるときになるべく破片等を放	<u>備又はこれらに係るプログラム（以下「システム」と総称する。）であって、当該システムが意図せず作動したときに公共の安全の確保に重大な支障を及ぼすおそれがあるものをいう。第八条第三号において同じ。）が、その設計上、その故障、誤作動又は誤操作（以下「故障等」という。）があっても、宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保することができる措置が講じられているものであること。</u> 三 <u>宇宙ロケットが、その設計上、宇宙ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を送信する機能を有するものであること。</u> 四 <u>宇宙ロケットが、その設計上、宇宙ロケットの飛行中断措置により当該宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保することができる機能を有するものであること。</u> 五 <u>宇宙ロケットに備えられた飛行中断システム（飛行中断措置に係るシステムをいう。第八条第五号において同じ。）が、その設計上、故障等があっても機能するために十分な信頼性の確保及び多重化（同一の機能を有する二以上の系統又は機器を同一のシステムに配置することをいう。第八条第五号において同じ。）の措置が講じられているものであること。</u> 六 <u>宇宙ロケットが、その設計上、人工衛星等が分離さ</u>	
--	---	--

出しないための措置が講じられているものであること。 七 <u>人工衛星の打上げ用ロケット</u>を構成する各段のうち<u>軌道に投入される段に、人工衛星</u>を分離した後になるべく破砕を防止するための措置が講じられているものであること。	れるときになるべく破片等を放出不いたための措置が講じられているものであること。 七 <u>宇宙ロケット</u>を構成する各段のうち<u>地球を回る軌道若しくはその外に投入され、又は地球以外の天体上に配置される段が、その設計上、人工衛星等</u>を分離した後になるべく破砕を防止するための措置が講じられているものであること。	
(型式別施設安全基準) 第八条 法第六条第二号の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。 一 打上げ施設が、当該打上げ施設の周辺の安全を確保できる場所にあり、かつ、重要な設備等に保安上適切な対策が講じられていること。 二 打上げ施設に、<u>人工衛星の打上げ用ロケット</u>の飛行経路及び<u>その周辺</u>の安全を確保する適切な発射を行うことができる装置を備えることができること。 三 <u>人工衛星の打上げ用ロケットに使用する着火装置等に係る重要なシステム等の故障等があっても、人工衛星の打上げ用ロケット</u>の飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保することができる措置が講じられてい	(設計別施設安全基準) 第八条 法第六条第三号の内閣府令で定める基準のうち、<u>その設計上地上に設置された打上げ施設を用いて行う宇宙ロケットの打上げに用いられる宇宙ロケットに係るものは、次のとおりとする。</u> 一 打上げ施設が、当該打上げ施設の周辺の安全を確保できる場所にあり、かつ、重要な設備等に保安上適切な対策が講じられていること。 二 打上げ施設が、<u>宇宙ロケット</u>の飛行経路及び当該<u>打上げ施設の周辺</u>の安全を確保する適切な発射を行うことができる装置を備えていること。 三 <u>打上げ施設に備えられた安全上重大なシステムに、その故障等があっても、宇宙ロケット</u>の飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保することができる措置が講じられていること。	宇宙活動法改正に伴う改正及び設計別施設安全基準明確化のための改正

ること。 四 <u>飛行安全管制（人工衛星等の打上げを終えるまで、全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等の落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しょう体において人の生命、身体又は財産に損害を与える可能性を最小限にとどめ、公共の安全を確保することをいう。以下同じ。）や飛行中断措置を講ずるために必要な、次に掲げる無線設備を打上げ施設に備えることができること。ただし、飛行安全管制や飛行中断措置を講ずるために次に掲げる無線設備を備えるその他の場所を使用する場合は、この限りでない。</u> イ <u>人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を電磁波その他を利用して受信する方法により把握する機能を有する無線設備</u> ロ <u>人工衛星の打上げ用ロケットが飛行中断措置を信号を受信することにより行う場合においては、当該飛行中断措置を講ずるために必要な信号を送信する機能を有する無線設備</u> 五 <u>人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全確保を図る機能を構成する重要なシ</u>	四 <u>打上げ施設が、飛行安全管制（宇宙ロケットの打上げを行う場合において、公共の安全を確保するため、発射された後の宇宙ロケットを地球を回る軌道に投入するまでの間、当該宇宙ロケットの位置、姿勢及び状態を把握した上で、当該宇宙ロケットが予定された飛行経路を外れた場合その他の異常な事態が発生した場合に飛行中断措置を講ずることをいう。）を行うための次に掲げる無線設備を打上げ施設に備えていること。ただし、ロに掲げる無線設備については、飛行中断措置を講ずるためにこれを用いない場合は、この限りでない。</u> イ <u>宇宙ロケットに備えられた無線設備から送信された当該宇宙ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法によりその位置、姿勢及び状態を把握する機能を有する無線設備</u> ロ <u>飛行中断措置を講ずるために必要な信号を宇宙ロケットに備えられた無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備</u> 五 <u>打上げ施設に備えられた飛行中断システムに、故障等があっても機能するために十分な信頼性の確保及び</u>	
--	---	--

<u>システム等に、故障等があっても機能するために十分な信頼性の確保及び多重化の措置が講じられていること。</u>	多重化の措置が講じられていること。	
(新設)	<u>(人工衛星等汚染等防止・安全基準)</u> <u>第八条の二 法第六条第四号ロの内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。</u> 一 <u>人工衛星等を構成する機器若しくは部品を分離するもの又は人工衛星等を他の人工衛星等に結合するもの</u> <u>にあつては、他の人工衛星等に悪影響を及ぼさない仕組みが講じられていること。</u> 二 <u>地球を回る軌道に投入する人工衛星等にあつては、次に掲げる仕組みが講じられていること。</u> イ <u>人工衛星等を構成する機器及び部品の飛散を防ぐ仕組み</u> ロ <u>人工衛星等の位置、姿勢又は状態の異常を検知したとき、当該人工衛星等の破砕を予防する仕組み</u> 三 <u>地球に落下する人工衛星等又は人工衛星等を構成する機器若しくは部品にあつては、次に掲げる仕組みが講じられていること。</u> イ <u>空中で燃焼させること等により、公共の安全の確保に支障を及ぼさない仕組み</u> ロ <u>地球外物質の導入から生ずる地球の環境の悪化を</u>	宇宙活動法の改正に伴う追記

	<u>防止する仕組み</u> <u>四 地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下し若しくは配置する人工衛星等又は人工衛星等を構成する機器若しくは部品にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。</u> <u>イ 第二号イ及びロに掲げる仕組みがなるべく講じられていること。</u> <u>ロ 当該天体の有害な汚染を防止する仕組みが講じられていること。</u>	
(変更の許可の申請等) 第九条 <u>打上げ実施者は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三による申請書に、第五条第二項第一号及び第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。</u> 2 内閣総理大臣は、法第七条第一項の変更の許可をしたときは、<u>打上げ実施者</u>に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証を返納させた上で、様式第二による許可証を再交付するものとする。	(変更の許可の申請等) 第九条 <u>法第七条第三項の規定において準用する法第四条第二項の規定により法第七条第一項の変更の許可の申請をしようとする者は、様式第三による申請書に、第五条第二項第一号から第十号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 2 内閣総理大臣は、法第七条第一項の変更の許可をしたときは、<u>申請者</u>に対し、その旨を通知するとともに、当該宇宙ロケットの打上げに係る第五条第七項の許可証を返納させた上で、様式第二による許可証を再交付するものとする。	宇宙活動法改正に伴う改正及び条文の記載ぶり統一のための改正

(新設) 3 法第七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。 4 打上げ実施者は、<u>法第七条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第四による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	3 <u>内閣総理大臣は、前項の許可証を交付した者に対して、申請により様式第二の二による許可証明書を交付することができる。</u> 4 法第七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第四条第二項第二号から第六号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。 5 <u>法第七条第二項の規定による変更の届出をしようとする者は、様式第四による届出書に、当該変更事項に係る書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	法改正により許可証明書が法定されたことに伴う追記 申請効率化のための改正
(賠償措置額) 第九条の二 法第九条第二項の内閣府令で定める金額は、<u>人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案して、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。</u> 2 内閣総理大臣は、前項の規定により金額を定めたときは、これを告示する。	(賠償措置額) 第九条の二 法第九条第二項の内閣府令で定める金額は、<u>宇宙ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案して、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。</u> 2 内閣総理大臣は、前項の規定により金額を定めたときは、これを告示する。	宇宙活動法改正に伴う改正
(賠償措置額の算定に用いる資料の提出) 第九条の三 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、<u>人工衛星等の打上げを行おうとする者に対し、賠償</u>	(賠償措置額の算定に用いる資料の提出) 第九条の三 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、<u>宇宙ロケットの打上げを行おうとする者に対し、賠</u>	宇宙活動法改正に伴う改正

措置額の算定に用いる資料の提出を求めることができる。	償措置額の算定に用いる資料の提出を求めることができる。	
(損害賠償担保措置の承認の申請等) 第九条の四 法第九条第二項の承認を受けようとする者は、様式第四の二による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約（特定ロケット落下等損害に係るものに限る。以下本条及び第十条において同じ。）の締結により損害賠償担保措置を講じようとする場合においては、次に掲げる書類 イ ロケット落下等損害賠償責任保険契約の約款の写し ロ ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険証券の写し ハ ロケット落下等損害賠償補償契約の約款の写し ニ ロケット落下等損害賠償補償契約の契約証書の写し 二 供託により損害賠償担保措置を講じようとする場合においては、法務局又は地方法務局の名称及び所在地	(損害賠償担保措置の承認の申請等) 第九条の四 法第九条第二項の承認を受けようとする者は、様式第四の二による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約（特定ロケット落下等損害に係るものに限る。以下この条及び第十条において同じ。）の締結により損害賠償担保措置を講じようとする場合においては、次に掲げる書類 イ ロケット落下等損害賠償責任保険契約の約款の写し ロ ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険証券の写し ハ ロケット落下等損害賠償補償契約の約款の写し ニ ロケット落下等損害賠償補償契約の契約証書の写し 二 供託により損害賠償担保措置を講じようとする場合においては、法務局又は地方法務局の名称及び所在地	変更なし

並びに供託物が金銭の場合にあってはその金額、振替 国債の場合にあってはその銘柄及び金額、振替債以外 の有価証券の場合にあってはその名称、総額面、券面 額、回記号、番号、枚数及び附属利賦札を記載した書 類 三 ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット 落下等損害賠償補償契約の締結又は供託に相当する措 置により損害賠償担保措置を講じようとする場合にお いては、その内容を記載した書類 四 その他内閣総理大臣が必要と認める書類 3 内閣総理大臣は、法第九条第二項の承認をしたとき は、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものと する。	並びに供託物が金銭の場合にあってはその金額、振替 国債の場合にあってはその銘柄及び金額、振替債以外 の有価証券の場合にあってはその名称、総額面、券面 額、回記号、番号、枚数及び附属利賦札を記載した書 類 三 ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット 落下等損害賠償補償契約の締結又は供託に相当する措 置により損害賠償担保措置を講じようとする場合にお いては、その内容を記載した書類 四 その他内閣総理大臣が必要と認める書類 3 内閣総理大臣は、法第九条第二項の承認をしたとき は、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものと する。	
(損害賠償担保措置の変更の承認の申請等) 第九条の五 法第九条第二項の承認を受けた者は、当該承 認を受けた損害賠償担保措置について変更をしようとする 場合は、様式第四の三による申請書に、前条第二項第 一号から第三号までに掲げる書類のうち当該変更事項に 係る書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 内閣総理大臣は、前項の規定により法第九条第二項の 承認を受けた者から提出を受けた書類に基づいて変更の	(損害賠償担保措置の変更の承認の申請等) 第九条の五 法第九条第二項の承認を受けた者は、当該承 認を受けた損害賠償担保措置について変更をしようとする ときは、様式第四の三による申請書に、前条第二項第 一号から第三号までに掲げる書類のうち当該変更事項に 係る書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければ ならない。 2 内閣総理大臣は、前項の規定により法第九条第二項の 承認を受けた者から提出を受けた書類に基づいて変更の	条文の記載ぶり統一のため の改正

承認をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。	承認をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。	
(承認の失効) 第九条の六 次に掲げる場合には、法第九条第二項の承認は、その効力を失う。 一 法第十条第一項の認可を受けたとき。 二 法第十条第五項及び法第十一条（第四号を除く。）の規定により法第四条第一項の許可がその効力を失ったとき。 三 法第十二条の規定により、法第四条第一項の許可が取り消されたとき。 四 前条第一項に規定する場合において、同項の規定による変更の承認の申請をしなかったとき。 五 次条第四項に規定する場合において、同項に規定する書類が提出されなかったとき。	(承認の失効) 第九条の六 次に掲げる場合には、法第九条第二項の承認は、その効力を失う。 一 法第十条第一項の認可を受けたとき。 二 法第十条第五項及び法第十一条（第四号を除く。）の規定により法第四条第一項の許可がその効力を失ったとき。 三 法第十二条の規定により、法第四条第一項の許可が取り消されたとき。 四 前条第一項に規定する場合において、同項の規定による変更の承認の申請をしなかったとき。 五 次条第四項に規定する場合において、同項に規定する書類が提出されなかったとき。	変更なし
(打上げ実施者の地位の承継の認可の申請) 第十条 法第十条第一項の認可を受けようとする者は、様式第五による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る<u>第五条第四項の許可証の写し</u>を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 譲受人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な	(打上げ実施者の地位の承継の認可の申請) 第十条 法第十条第一項の認可を受けようとする者は、様式第五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、<u>これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 一 譲受人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な	宇宙活動法改正に伴う改正 申請効率化のための改正及び 条文の記載ぶり統一のための改正

能力を有していることを明らかにする書類 二 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し 三 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類 (新設) 2 法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第六による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る<u>第五条第四項の許可証の写し</u>を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 合併の方法及び条件が記載された書類 二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類 三 合併契約書の写し及び合併比率説明書 四 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類 (新設)	能力を有していることを明らかにする書類 二 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し 三 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類 <u>四 譲受人が法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類</u> 2 法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第六による申請書に、次に掲げる書類を添えて、<u>これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 一 合併の方法及び条件が記載された書類 二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類 三 合併契約書の写し及び合併比率説明書 四 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類 <u>五 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類</u>	欠格事由の該当有無の確認 方法変更に伴う改正 申請効率化のための改正及び 条文の記載ぶり統一のための改正 欠格事由の該当有無の確認 方法変更に伴う改正
--	---	--

3 法第十条第三項の認可を受けようとする者は、様式第七による申請書に、次に掲げる書類<u>及び被承継者に係る第五条第四項の許可証の写し</u>を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 分割の方法及び条件が記載された書類 二 分割により<u>人工衛星等の打上げ</u>に係る事業を承継する法人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類 三 分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書 四 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類 （新設） 4 法第十条第二項又は第三項の認可を受けようとする者が、法第九条第二項に規定する承認を受けている場合にあっては、前二項に定めるところによるほか、次に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約の締結により損害賠償担保措置の承認を受けた者にあっては、当該契約の権利義務	3 法第十条第三項の認可を受けようとする者は、様式第七による申請書に、次に掲げる書類を添えて、<u>これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 一 分割の方法及び条件が記載された書類 二 分割により<u>宇宙ロケットの打上げ</u>に係る事業を承継する法人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類 三 分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書 四 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類 <u>五 分割により宇宙ロケットの打上げに係る事業を承継する法人が法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類</u> 4 法第十条第二項又は第三項の認可を受けようとする者が、法第九条第二項に規定する承認を受けている場合にあっては、前二項に定めるところによるほか、次に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約の締結により損害賠償担保措置の承認を受けた者にあっては、当該契約の権利義務	申請効率化のための改正及び条文の記載ぶり統一のための改正 欠格事由の該当有無の確認 方法変更に伴う改正
---	---	---

が承継されることを証する書類 二 供託により損害賠償担保措置の承認を受けた者にあつては、当該供託に係る供託者の権利が承継されることを証する書類 三 相当措置により損害賠償担保措置を講じている者にあつては、当該措置の権利義務が承継されることを証する書類 5 内閣総理大臣は、法第十条第一項、第二項又は第三項の認可をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。	が承継されることを証する書類 二 供託により損害賠償担保措置の承認を受けた者にあつては、当該供託に係る供託者の権利が承継されることを証する書類 三 相当措置により損害賠償担保措置を講じている者にあつては、当該措置の権利義務が承継されることを証する書類 5 内閣総理大臣は、法第十条第一項、第二項又は第三項の認可をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。	
(死亡等の届出) 第十一条 法第十一条の<u>各号に定める者</u>は、同条の規定による届出をするときは、様式第八による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 前項の届出書には、法第十一条第一号から第三号までのいずれかに該当する場合は、当該<u>人工衛星等の打上げ</u>に係る第五条<u>第四項</u>の許可証を添えなければならない。	(死亡等の届出) 第十一条 法第十一条の<u>規定により届出をしようとする者</u>は、様式第八による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 前項の届出書には、法第十一条第一号から第三号までのいずれかに該当する<u>場合にあつては</u>、当該<u>宇宙ロケットの打上げ</u>に係る第五条<u>第七項</u>の許可証を添えなければならない。	宇宙活動法改正に伴う改正及び条文の記載ぶり統一のための改正
(許可の取消しを行う場合の手続) 第十二条 内閣総理大臣は、法第十二条の規定に基づき、法第四条第一項の許可を取り消すときは、その旨を書面	(許可の取消しを行う場合の手続) 第十二条 内閣総理大臣は、法第十二条の規定に基づき、法第四条第一項の許可を取り消すときは、その旨を書面	宇宙活動法改正に伴う改正

により当該打上げ実施者に通知し、当該 <u>人工衛星等の打上げ</u> に係る第五条 <u>第四項</u> の許可証の返納を求めるものとする。	により当該打上げ実施者に通知し、当該 <u>許可</u> に係る第五条 <u>第七項</u> の許可証の返納を求めるものとする。	
(新設)	<u>第二節 宇宙ロケットの設計の確認</u>	明確化のため節を追記
(<u>人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定の申請等</u>) 第十三条 法第十三条第一項の<u>型式認定を受けようとする者は、様式第九による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u> 一 <u>人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類</u> 二 <u>人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類</u> 三 <u>人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類</u> 四 その他内閣総理大臣が必要と認める書類 3 法第十三条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	(<u>宇宙ロケットの設計の確認の申請等</u>) 第十三条 法第十三条<u>第二項の規定により同条第一項の確認の申請をしようとする者は、様式第九（二以上の同一又は類似の設計の宇宙ロケットについて当該確認の申請を併せて行う場合にあっては、様式第九の二）</u>による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 <u>法第十三条第二項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</u> 一 <u>宇宙ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類</u> 二 <u>宇宙ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類</u> 三 <u>宇宙ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類</u> 四 その他内閣総理大臣が必要と認める書類 3 法第十三条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	宇宙活動法改正に伴う改正 まとめ申請制度創設に伴う改正

(新設) 一 飛行中断措置その他の<u>人工衛星の打上げ用ロケット</u>の飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法 二 <u>人工衛星の打上げ用ロケット</u>と打上げ施設の適合性を確保する技術的条件 4 内閣総理大臣は、法第十三条第一項の<u>型式認定</u>をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十による<u>型式認定書</u>を交付するものとする。 (新設) 5 法第十三条第一項の<u>型式認定</u>を受けた者は、同条第四項の規定により交付を受けた<u>型式認定書</u>を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該<u>型式認定</u>は、その効力を失う。	一 <u>宇宙ロケットの機体の名称及び号機番号</u> 二 <u>宇宙ロケットにおける飛行中断措置その他の宇宙ロケット</u>の飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法 三 <u>宇宙ロケット</u>と打上げ施設との適合性を確保する技術的条件 4 内閣総理大臣は、法第十三条第一項の<u>確認</u>をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十による<u>設計確認書</u>を交付するものとする。 5 <u>第二項の規定にかかわらず、法第十三条第一項の確認の申請に係る宇宙ロケットについて、締約国外国政府が行う宇宙ロケットの打上げに係る許可又は宇宙ロケットの設計の確認に相当する処分であつて、宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する上で我が国と同等以上の基準及び手続によりその設計の当該基準への適合性を確認するものとして内閣総理大臣が認めるものを受けているときは、第二項第一号から第三号までに定める書類の全部又は一部の提出を省略することができる。</u> 6 法第十三条第一項の<u>確認</u>を受けた者は、同条第四項の規定により交付を受けた<u>設計確認書</u>を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該<u>確認</u>は、その効力を失う。	締約国外国政府の許可等があった場合に申請書類が省略できるよう追記
--	---	---

(設計等の変更の申請等) 第十四条 <u>法第十三条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十一による申請書に、次に掲げる書類を添えて、内閣総理大臣の変更の認定を受けなければならない。</u> 一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類 二 当該変更後の<u>人工衛星の打上げ用ロケット</u>の設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを証する書類 三 <u>法第十三条第四項の型式認定書の写し</u> 2 内閣総理大臣は、法第十四条第一項の変更の<u>認定</u>をしたときは、<u>法第十三条第一項の型式認定を受けた者</u>に対し、その旨を通知するとともに、当該<u>人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定</u>に係る同条第四項の<u>型式認定書</u>を返納させた上で、様式第十による<u>型式認定書</u>を再交付するものとする。 (新設)	(設計等の変更の申請等) 第十四条 <u>法第十四条第一項の変更の確認を受けようとする者は、様式第十一（二以上の同一又は類似の設計の宇宙ロケットに係る同一の変更事項について当該確認の申請を併せて行う場合にあつては、様式第十一の二）による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類 二 当該変更後の<u>宇宙ロケット</u>の設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを証する書類 2 内閣総理大臣は、法第十四条第一項の変更の<u>確認</u>をしたときは、<u>申請者</u>に対し、その旨を通知するとともに、当該<u>確認</u>に係る同条第四項の<u>設計確認書</u>を返納させた上で、様式第十による<u>設計確認書</u>を再交付するものとする。 3 <u>内閣総理大臣は、前項の設計確認書を再交付した者に対して、申請により様式第十一の三による変更確認証明書を交付することができる。</u>	宇宙活動法改正に伴う改正 まとめ申請制度創設に伴う改正、条文の記載ぶり統一のための改正 申請効率化のための改正 法改正により確認証明書が法定されたことに伴う追記

<u>3</u> 法第十四条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十三条第二項第二号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。 <u>4</u> 法第十三条第一項の型式認定を受けた者は、<u>法第十四条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第十二による届出書に、変更事項に係る書類及び法第十三条第四項の型式認定書の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	<u>4</u> 法第十四条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十三条第二項第二号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。 <u>5</u> 法第十四条第二項の規定による変更の届出をしようとする者は、様式第十二による届出書（二以上の同一又は類似の設計の宇宙ロケットに係る同一の変更事項について当該届出を併せて行う場合にあっては、<u>様式第十二の二</u>）に、<u>当該変更事項に係る書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	まとめ申請制度創設に伴う改正、申請効率化のための改正、及び条文の記載ぶり統一のための改正
（型式認定の取消しを行う場合の手続） 第十五条 内閣総理大臣は、法第十五条第一項の規定に基づき、法第十三条第一項の<u>型式認定</u>を受けた者の<u>認定</u>を取り消すときは、その旨を書面により当該<u>型式認定</u>を受けた者に通知するものとする。	（設計の確認の取消しを行う場合の手続） 第十五条 内閣総理大臣は、法第十五条第一項の規定に基づき、法第十三条第一項の<u>確認</u>を受けた者の<u>確認</u>を取り消すときは、その旨を書面により当該<u>確認</u>を受けた者に通知するものとする。	宇宙活動法改正に伴う改正
（新設）	<u>第三節 打上げ施設の適合認定</u>	明確化のため追記
（打上げ施設の適合認定の申請等） 第十六条 <u>法第十六条第一項の適合認定を受けようとする者は、様式第十三による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	（打上げ施設の適合認定の申請等） 第十六条 <u>法第十六条第二項の規定により同条第一項の適合認定の申請をしようとする者は、様式第十三（二以上の同一又は類似の設計の宇宙ロケットに係る打上げ施設について当該適合認定の申請を併せて行う場合にあって</u>	宇宙活動法改正に伴う改正 まとめ申請制度創設に伴う改正、及び条文の記載ぶり統一のための改正

2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u> 一 <u>人工衛星の打上げ用ロケット</u>と打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類 二 その他内閣総理大臣が必要と認める書類 3 <u>法第十六条第二項第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> 一 <u>人工衛星の打上げ用ロケットの型式</u> 二 <u>人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定年月日</u> 4 内閣総理大臣は、法第十六条第一項の適合認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十四による打上げ施設認定書を交付するものとする。 5 法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、同条第四項の規定により交付を受けた打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該適合認定は、その効力を失う。	は、様式第十三の二) による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 <u>法第十六条第二項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</u> 一 <u>宇宙ロケット</u>と打上げ施設との適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類 二 その他内閣総理大臣が必要と認める書類 3 内閣総理大臣は、法第十六条第一項の適合認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十四による打上げ施設認定書を交付するものとする。 4 法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、同条第四項の規定により交付を受けた打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該適合認定は、その効力を失う。	
(打上げ施設の場所等の変更の申請等) 第十七条 <u>法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、同</u>	(打上げ施設の場所等の変更の申請等) 第十七条 <u>法第十七条第一項の変更の認定を受けようとする</u>	宇宙活動法改正に伴う改正 まとめ申請制度創設に伴う

<u>条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、内閣総理大臣の変更の認定を受けなければならない。</u> 一 前条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類 二 当該変更後の打上げ施設が第八条に定める<u>型式別施設安全基準</u>に適合していることを証する書類 三 <u>法第十六条第四項の打上げ施設認定書の写し</u> 2 内閣総理大臣は、法第十七条第一項の変更の認定をしたときは、<u>法第十六条第一項の適合認定を受けた者</u>に対し、その旨を通知するとともに、当該打上げ施設の<u>適合認定</u>に係る同条第四項の打上げ施設認定書を返納させた上で、様式第十四による打上げ施設認定書を再交付するものとする。 (新設) <u>3 法第十七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。</u> <u>4 法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、法第十七</u>	<u>る者は、様式第十五（二以上の同一又は類似の設計の宇宙ロケットに係る打上げ施設に係る同一の変更事項について当該認定の申請を併せて行う場合にあつては、様式第十五の二）による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 一 前条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類 二 当該変更後の打上げ施設が第八条に定める<u>設計別施設安全基準</u>に適合していることを証する書類 2 内閣総理大臣は、法第十七条第一項の変更の認定をしたときは、<u>申請者</u>に対し、その旨を通知するとともに、当該<u>適合認定</u>に係る同条第四項の打上げ施設認定書を返納させた上で、様式第十四による打上げ施設認定書を再交付するものとする。 <u>3 内閣総理大臣は、前項の打上げ施設認定書を再交付した者に対して、申請により様式第十五の三による変更認定証明書を交付することができる。</u> <u>4 法第十七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。</u> <u>5 法第十七条第二項の規定による変更の届出をしようと</u>	改正、条文の記載ぶり統一のための改正 法改正により認定証明書が法定されたことに伴う追記 まとめ申請制度創設に伴う
---	--	---

<u>条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に、変更事項に係る書類及び法第十六条第四項の打上げ施設認定書の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	<u>する者は、様式第十六（二以上の同一又は類似の設計の宇宙ロケットに係る打上げ施設に係る同一の変更事項について当該届出を併せて行う場合にあっては、様式第十六の二）による届出書に、当該変更事項に係る書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	改正、申請効率化のための改正、及び条文の記載ぶり統一のための改正
（適合認定の取消しを行う場合の手続） 第十八条 内閣総理大臣は、法第十八条第一項の規定に基づき、法第十六条第一項の適合認定を受けた者の認定を取り消すときは、その旨を書面により当該適合認定を受けた者に通知するものとする。	（適合認定の取消しを行う場合の手続） 第十八条 内閣総理大臣は、法第十八条第一項の規定に基づき、法第十六条第一項の適合認定を受けた者の認定を取り消すときは、その旨を書面により当該適合認定を受けた者に通知するものとする。	変更なし
（新設）	<u>第四節 搭載前人工衛星等の適合認定</u>	明確化のため節を追記
（新設）	<u>（搭載前人工衛星等の適合認定の申請等）</u> <u>第十八条の二 法第十八条の二第二項の規定により同条第一項の適合認定の申請をしようとする者は、様式第十六の三（二以上の同一又は類似の構造の搭載前人工衛星等について当該適合認定の申請を併せて行う場合にあっては、様式第十六の四）による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> <u>2 法第十八条の二第二項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u>	宇宙活動法の改正に伴う追記

	二 <u>搭載前人工衛星等の名称</u> 二 <u>搭載前人工衛星等の利用の目的及び方法</u> 3 <u>内閣総理大臣は、法第十八条の二第一項の適合認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十六の五による搭載前人工衛星等認定書を交付するものとする。</u> 4 <u>法第十八条の二第一項の適合認定を受けた者は、同条第四項の規定により交付を受けた搭載前人工衛星等認定書を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該適合認定は、その効力を失う。</u>	
(新設)	(適合認定に係る人工衛星等の構造等の変更の申請等) <u>第十八条の三 法第十八条の三第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第十六の六（二以上の同一又は類似の構造の搭載前人工衛星等に係る同一の変更事項について当該認定の申請を併せて行う場合にあっては、様式第十六の七）による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 一 <u>前条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類</u> 二 <u>当該変更後の人工衛星等の構造が第八条の二に定める人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合していることを証する書類</u>	宇宙活動法の改正に伴う追記

	<u>2 内閣総理大臣は、法第十八条の三第一項の変更の認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、当該適合認定に係る同条第四項の搭載前人工衛星等認定書を返納させた上で、様式第十六の五による搭載前人工衛星等認定書を再交付するものとする。</u> <u>3 内閣総理大臣は、前項の搭載前人工衛星等認定書を再交付した者に対して、申請により様式第十六の八による変更認定証明書を交付することができる。</u> <u>4 法第十八条の三第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十八条の二第二項第二号又は第三号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。</u> <u>5 法第十八条の三第二項の規定による変更の届出をしようとする者は、様式第十六の九（二以上の同一又は類似の構造の搭載前人工衛星等に係る同一の変更事項について当該届出を併せて行う場合にあっては、様式第十六の十）による届出書に、当該変更事項に係る書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	
(新設)	<u>(適合認定の取消しを行う場合の手続)</u> <u>第十八条の四 内閣総理大臣は、法第十八条の四第一項の規定に基づき、法第十八条の二第一項の適合認定を受けた者の認定を取り消すときは、その旨を書面により当該適合認定を受けた者に通知するものとする。</u>	宇宙活動法の改正に伴う追記

(新設)	<u>第五節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 による申請手続の特例</u>	明確化のため節を追記
<u>(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例)</u> 第十九条 法第十九条第一項の内閣府令で定める<u>国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構</u>（以下「機構」という。）が行う簡略化された手続は、法第十三条第二項の規定にかかわらず、機構が、その行った<u>人工衛星の打上げ用ロケット</u>の設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十三条第二項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を省略する手続とする。 2 法第十九条第二項の内閣府令で定める機構が行う簡略化された手続は、法第十六条第二項の規定にかかわらず、機構が、その管理し、及び運営する<u>打上げ施設</u>の場所、構造及び設備が第八条に定める<u>型式別施設安全基準</u>に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十六条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項並びに第十六条第二項第一号に掲げる書類を省略する手続とする。	第十九条 法第十九条第一項の内閣府令で定める<u>機構</u>が行う簡略化された手続は、法第十三条第二項の規定にかかわらず、機構が、その行った<u>宇宙ロケット</u>の設計（<u>人工衛星等の打上げ用の宇宙ロケットに係るものに限る。</u>）が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十三条第二項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を省略する手続とする。 2 法第十九条第二項の内閣府令で定める機構が行う簡略化された手続は、法第十六条第二項の規定にかかわらず、機構が、その管理し、及び運営する<u>打上げ施設</u>（<u>人工衛星等の打上げ用の宇宙ロケットに係るものに限る。</u>）が第八条に定める<u>設計別施設安全基準</u>に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十六条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項並びに第十六条第二項第一号に掲げる書類を省略する手続とする。	宇宙活動法改正に伴う改正

(新設)	<u>第三章 特定人工衛星の管理に係る許可等</u>	明確化のため章を追記
(<u>人工衛星の管理</u>に係る許可の申請等) 第二十条 法第二十条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十七による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u> 一 <u>人工衛星の構造が第二十二条に定める基準に適合していることを証する書類</u> (新設) 二 その他内閣総理大臣が必要と認める書類 3 法第二十条第一項の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 法第二十条第一項の許可を受けた<u>人工衛星の管理に係る人工衛星</u> (新設)	(<u>特定人工衛星の管理</u>に係る許可の申請等) 第二十条 法第二十条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第十七 <u>(二以上の同一又は類似の構造の特定人工衛星に係る特定人工衛星の管理について当該許可の申請を併せて行う場合にあっては、様式第十七の二)</u> による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 <u>法第二十条第二項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</u> 一 <u>特定人工衛星の構造が第八条の二に定める人工衛星等汚染等防止・安全基準及び第二十二条に定める基準に適合していることを証する書類</u> 二 <u>申請者が法第二十一条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類</u> 三 その他内閣総理大臣が必要と認める書類 3 法第二十条第一項の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 法第二十条第一項の許可を受けた<u>特定人工衛星の管理に係る特定人工衛星</u> 二 <u>人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法</u>	宇宙活動法改正に伴う改正 まとめ申請制度創設に伴う改正及び条文の記載ぶり統一のための改正 欠格事由の該当有無の確認 方法変更に伴う改正

二 法附則第四条の規定に基づき法第二十条第一項の規定を適用しないこととしている人工衛星の管理に係る人工衛星 三 国が行う<u>人工衛星の管理</u>に係る<u>人工衛星</u> 4 法第二十条第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる<u>人工衛星</u>の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一 前項第一号の<u>人工衛星</u> 法第二十条第一項の許可の許可番号又は申請年月日 (新設) 二 前項第二号又は第三号の<u>人工衛星</u> <u>人工衛星の軌道</u> その他の当該<u>人工衛星</u>を特定することができる情報	<u>律等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十九号）第一条の規定による改正前の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（以下この項及び次項において「旧法」という。）第二十条第一項の許可を受けた旧法第二条第七号に規定する人工衛星の管理（次号において単に「人工衛星の管理」という。）に係る旧法第二条第二号に規定する人工衛星（特定人工衛星であるものに限る。次号及び次項において単に「人工衛星」という。）</u> 三 法附則第四条の規定に基づき法第二十条第一項の規定を適用しないこととしている人工衛星の管理に係る人工衛星 四 国が行う<u>特定人工衛星の管理</u>に係る<u>特定人工衛星</u> 4 法第二十条第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる<u>特定人工衛星又は人工衛星</u>の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一 前項第一号の<u>特定人工衛星</u> 法第二十条第一項の許可の許可番号又は申請年月日 二 前項第二号の<u>人工衛星</u> <u>旧法第二十条第一項の許可の許可番号又は申請年月日</u> 三 前項第三号又は第四号の<u>特定人工衛星</u> <u>特定人工衛星の投入先又は配置先</u>その他の当該<u>特定人工衛星</u>を特定することができる情報	
---	--	--

5 法第二十条第二項第九号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 <u>人工衛星</u>の名称 二 申請者が法人である場合は、役員の氏名 三 使用人の氏名 四 <u>法第二十一条各号のいずれにも該当しないこと。</u> 6 内閣総理大臣は、法第二十条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十八による許可証を交付するものとする。 (新設) 7 <u>人工衛星管理者</u>は、当該人工衛星等の打上げが行われる前に限り、<u>前項</u>の規定により交付を受けた許可証を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、<u>当該許可</u>は、その効力を失う。	5 法第二十条第二項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 <u>特定人工衛星</u>の名称 二 申請者が法人である場合は、<u>法第二十一条第四号</u>の役員の氏名 三 使用人<u>(第二十一条に規定する使用人をいう。)</u>の氏名 四 <u>その他内閣総理大臣が必要と認める事項</u> 6 内閣総理大臣は、法第二十条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十八による許可証を交付するものとする。 7 <u>内閣総理大臣は、前項の許可証を交付した者に対して、申請により様式第十八の二による許可証明書を交付することができる。</u> 8 <u>特定人工衛星管理者</u>は、当該<u>特定人工衛星</u>を搭載する<u>宇宙ロケットの打上げ</u>が行われる前に限り、<u>第六項</u>の規定により交付を受けた許可証を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、<u>当該許可証に係る法第二十条第一項の許可</u>は、その効力を失う。	用語の明確化のための改正 用語の明確化のための改正 法改正により許可証明書が法定されたことに伴う追記
(心身の故障により<u>人工衛星の管理</u>を適正に行うことができない者) 第二十条の二 法第二十一条第三号の内閣府令で定めるも	(心身の故障により<u>特定人工衛星の管理</u>を適正に行うことができない者) 第二十条の二 法第二十一条第三号の内閣府令で定めるも	宇宙活動法改正に伴う改正

のは、精神の機能の障害により<u>人工衛星の管理</u>を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	のは、精神の機能の障害により<u>特定人工衛星の管理</u>を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
(使用人) 第二十一条 法第二十一条第四号及び第五号の内閣府令で定める使用人は、申請者の使用人であって、当該申請者の<u>人工衛星の管理</u>に係る業務に関する権限及び責任を有する者とする。	(使用人) 第二十一条 法第二十一条第四号及び第五号の内閣府令で定める使用人は、申請者の使用人であって、当該申請者の<u>特定人工衛星の管理</u>に係る業務に関する権限及び責任を有する者とする。	宇宙活動法改正に伴う改正
(<u>人工衛星の構造に関する基準</u>) 第二十二条 法第二十二条第二号の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。 一 <u>人工衛星を構成する機器及び部品（以下「機器等」という。）の飛散を防ぐ仕組みが講じられていること。</u> 二 <u>人工衛星を構成する機器若しくは部品を分離するものの又は人工衛星を他の人工衛星等に結合するものにあつては、他の人工衛星の管理に支障を及ぼさない仕組みが講じられていること。</u> 三 <u>人工衛星の位置、姿勢及び状態の異常を検知したとき、当該人工衛星の破砕を予防する仕組みが講じられていること。</u> 四 <u>人工衛星の管理の期間中又は終了後、地球に落下す</u>	(<u>法第二十二条第二号の基準</u>) 第二十二条 法第二十二条第二号の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。 一 <u>特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を示す信号を送信する機能を有する無線設備を搭載していること。</u> 二 <u>特定人工衛星管理設備から送信された特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するための信号を受信する機能を有する無線設備を搭載していること。</u> 三 <u>管理計画を遵守するために十分な信頼性を確保するための措置が講じられているものであること。</u>	宇宙活動法改正に伴う改正

<u>る人工衛星又は人工衛星を構成する機器等であつては、空中で燃焼させること等により、公共の安全の確保に支障を及ぼさない仕組みが講じられていること。</u> <u>五 地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下した人工衛星又は人工衛星を構成する機器若しくは部品を地球に落下させて回収するものにあつては、地球外物質の導入から生ずる地球の環境の悪化を防止する仕組みが講じられていること。</u> <u>六 地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させる人工衛星又は人工衛星を構成する機器等にあつては、当該天体の有害な汚染を防止する仕組みが講じられていること。</u>		
(人工衛星の管理に関する措置) 第二十三条 法第二十二条第三号の内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。 一 <u>人工衛星</u>を構成する機器若しくは部品を分離するとき又は<u>人工衛星</u>を他の人工衛星等に結合するときに、他の<u>人工衛星</u>の管理に支障を及ぼさないこと。 二 <u>人工衛星</u>の位置、姿勢及び状態の異常を検知したときに、当該<u>人工衛星</u>の破砕を予防すること又は終了措置を実施すること。 三 法第二十条第二項第三号に掲げる<u>軌道</u>から異なる軌	(特定人工衛星の管理に関する措置) 第二十三条 法第二十二条第三号の内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。 一 <u>特定人工衛星</u>を構成する機器若しくは部品を分離するとき又は<u>特定人工衛星</u>を他の人工衛星等に結合するときに、他の<u>人工衛星等</u>に悪影響を及ぼさないこと。 二 <u>特定人工衛星</u>の位置、姿勢及び状態の異常を検知したときに、当該<u>特定人工衛星</u>の破砕を予防すること又は終了措置を実施すること。 三 法第二十条第二項第三号に掲げる<u>投入先又は配置先</u>	宇宙活動法改正に伴う改正

<u>道</u>に移動し得る能力を有する<u>人工衛星</u>にあつては、他の人工衛星等と衝突する可能性があることを把握したときに回避することが適切と判断される場合は、回避すること。	から異なる<u>投入先又は配置先</u>に移動し得る能力を有する<u>特定人工衛星</u>にあつては、<u>宇宙ロケットから分離された部分で地球を回る軌道若しくはその外に投入され、若しくは地球以外の天体上に配置されたもの又は他の人工衛星等と衝突する可能性があることを把握したときに回避することが適切と判断される場合は、回避すること。</u>	
(終了措置) 第二十四条 法第二十二条第四号ニの内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。 一 <u>人工衛星の管理</u>の終了後における誤作動及び爆発を防止すること。 二 法第二十条第二項第三号に掲げる<u>軌道</u>から異なる<u>軌道</u>に移動し得る能力を有する<u>人工衛星</u>にあつては、なるべく他の<u>人工衛星の管理</u>に支障を及ぼさない<u>軌道</u>に移動すること。	(終了措置) 第二十四条 法第二十二条第四号ニの内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。 一 <u>特定人工衛星の管理</u>の終了後における誤作動及び爆発を防止すること。 二 法第二十条第二項第三号に掲げる<u>投入先又は配置先</u>から異なる<u>投入先又は配置先</u>に移動し得る能力を有する<u>特定人工衛星</u>にあつては、なるべく他の<u>特定人工衛星の管理</u>に支障を及ぼさない<u>投入先又は配置先</u>に移動すること。	宇宙活動法改正に伴う改正
(変更の許可の申請等) 第二十五条 <u>人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第一号</u>	(変更の許可の申請等) 第二十五条 <u>法第二十三条第一項の変更の許可を受けようとする者は、様式第十九(二以上の同一又は類似の構造の特定人工衛星に係る特定人工衛星の管理に係る同一の</u>	宇宙活動法改正に伴う改正 まとめ申請制度創設に伴う改正、申請効率化のための改正、及び条文の記載ぶり

に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る同条第六項の許可証の写しを添えて、<u>内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。</u> 2 内閣総理大臣は、法第二十三条第一項の変更の許可をしたときは、<u>人工衛星管理者</u>に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の管理に係る第二十条第六項の許可証を返納させた上で、様式第十八による許可証を再交付するものとする。 (新設) 3 法第二十三条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。 4 <u>人工衛星管理者は、法第二十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る第二十条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	<u>変更事項について当該許可の申請を併せて行う場合にあっては、様式第十九の二) による申請書に、第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 2 内閣総理大臣は、法第二十三条第一項の変更の許可をしたときは、<u>申請者</u>に対し、その旨を通知するとともに、当該特定人工衛星の管理に係る第二十条第六項の許可証を返納させた上で、様式第十八による許可証を再交付するものとする。 3 <u>内閣総理大臣は、前項の許可証を交付した者に対して、申請により様式第十八の二による許可証明書を交付することができる。</u> 4 法第二十三条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第二十条第二項第三号から第七号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。 5 <u>法第二十三条第二項の規定による変更の届出をしようとする者は、様式第二十（二以上の同一又は類似の構造の特定人工衛星に係る特定人工衛星の管理に係る同一の変更事項について当該届出を併せて行う場合にあっては、様式第二十の二) による届出書に、当該変更事項に係る書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	統一のための改正 法改正により許可証明書が法定されたことに伴う追記 まとめ申請制度創設に伴う改正、申請効率化のための改正、及び条文の記載ぶり統一のための改正
---	--	---

(事故時の届出) 第二十六条 <u>人工衛星管理者は、法第二十五条の規定による届出をしようとするときは、様式第二十一による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 2 法第二十五条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 当該事故が発生した日時及び位置 二 当該事故の発生後の<u>人工衛星の軌道</u>	(事故時の届出) 第二十六条 <u>法第二十五条の規定により届出をしようとする者は、様式第二十一による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 2 法第二十五条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 当該事故が発生した日時及び位置 二 当該事故の発生後の<u>特定人工衛星の投入先又は配置先</u>	宇宙活動法改正に伴う改正
(人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等) 第二十七条 法第二十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第二十二による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 譲受人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類 二 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し 三 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類	(特定人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等) 第二十七条 法第二十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第二十二による申請書に、次に掲げる書類を添えて、<u>これを</u>内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 譲受人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類 二 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し 三 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類	宇宙活動法改正に伴う改正 申請効率化のための改正及び 条文の記載ぶり統一のための改正

(新設) 2 <u>人工衛星管理者は、法第二十六条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十三による届出書に、前項各号に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 3 法第二十六条第三項の認可を受けようとする者は、様式第二十四による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 合併の方法及び条件が記載された書類 二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類 三 合併契約書の写し及び合併比率説明書 四 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類 (新設) 4 法第二十六条第四項の認可を受けようとする者は、様	<u>四 譲受人が法第二十一条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類</u> 2 <u>法第二十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十三による届出書に、前項第二号及び第三号に掲げる書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 3 法第二十六条第三項の認可を受けようとする者は、様式第二十四による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 合併の方法及び条件が記載された書類 二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類 三 合併契約書の写し及び合併比率説明書 四 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類 <u>五 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が法第二十一条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類</u> 4 法第二十六条第四項の認可を受けようとする者は、様	欠格事由の該当有無の確認 方法変更に伴う改正 申請効率化のための改正及び条文の記載ぶり統一のための改正 申請効率化のための改正及び条文の記載ぶり統一のための改正 欠格事由の該当有無の確認 方法変更に伴う改正 申請効率化のための改正及
---	--	---

式第二十五による申請書に、次に掲げる書類<u>及び被承継者に係る第二十条第六項の許可証の写し</u>を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 分割の方法及び条件が記載された書類 二 分割により<u>人工衛星の管理</u>に係る事業を承継する法人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類 三 分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書 四 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類 （新設） 5 内閣総理大臣は、法第二十六条第一項、第三項又は第四項の認可をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。	式第二十五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、<u>これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 一 分割の方法及び条件が記載された書類 二 分割により<u>特定人工衛星の管理</u>に係る事業を承継する法人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類 三 分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書 四 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類 <u>五 分割により特定人工衛星の管理に係る事業を承継する法人が法第二十一条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類</u> 5 内閣総理大臣は、法第二十六条第一項、第三項又は第四項の認可をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。	び条文の記載ぶり統一のための改正 欠格事由の該当有無の確認 方法変更に伴う改正
（死亡の届出） 第二十八条 <u>相続人は、法第二十七条第一項の規定による届出をするときは、様式第二十六による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	（死亡の届出） 第二十八条 <u>法第二十七条第一項の規定により届出をしようとする者は、様式第二十六による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	条文の記載ぶり統一のための改正

(終了措置の届出) 第二十九条 <u>人工衛星管理者は、法第二十八条第一項の規定による届出をするときは、様式第二十七による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	(終了措置の届出) 第二十九条 <u>法第二十八条第一項の規定により届出をしようとする者は、様式第二十七による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	宇宙活動法改正に伴う改正及び条文の記載ぶり統一のための改正
(解散の届出) 第三十条 <u>清算人又は破産管財人は、法第二十九条第一項の規定による届出をするときは、様式第二十八による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	(解散の届出) 第三十条 <u>法第二十九条第一項の規定により届出をしようとする者は、様式第二十八による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</u>	条文の記載ぶり統一のための改正
(許可の取消しを行う場合の手続) 第三十一条 内閣総理大臣は、法第三十条第一項の規定に基づき、法第二十条第一項の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該<u>人工衛星管理者</u>に通知し、当該<u>人工衛星の管理</u>に係る第二十条第六項の許可証の返納を求めるものとする。	(許可の取消しを行う場合の手続) 第三十一条 内閣総理大臣は、法第三十条第一項の規定に基づき、法第二十条第一項の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該<u>特定人工衛星管理者</u>に通知し、当該<u>許可</u>に係る第二十条第六項の許可証の返納を求めるものとする。	宇宙活動法改正に伴う改正
(新設)	<u>第四章 内閣総理大臣による監督</u>	明確化のため章を追記
(立入検査をする者の身分証明書) 第三十二条 法第三十一条第二項の職員の身分を示す証明書は、様式第二十九によるものとする。	(立入検査をする者の身分証明書) 第三十二条 法第三十一条第二項の職員の身分を示す証明書は、様式第二十九によるものとする。	変更なし

(新設)	<u>第五章</u> <u>ロケット落下等損害の賠償</u>	明確化のため章を追記
(ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の上限) 第三十二条の二 法第四十条第二項の内閣府令で定める金額は、三千五百億円とする。	(ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の上限) 第三十二条の二 法第四十条第二項の内閣府令で定める金額は、三千五百億円とする。	変更なし
(業務の委託の範囲) 第三十三条 <u>人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令</u>第二条第一項第三号の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 補償金の支払の請求に係る書類の確認及び補正の指示 二 補償金の額の算定 三 支払うべき補償金の送金 四 前各号に掲げるもののほか、補償金の支払に関し必要な業務のうち軽微なもの	(業務の委託の範囲) 第三十三条 <u>宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行令</u>第二条第一項第三号の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 補償金の支払の請求に係る書類の確認及び補正の指示 二 補償金の額の算定 三 支払うべき補償金の送金 四 前各号に掲げるもののほか、補償金の支払に関し必要な業務のうち軽微なもの	宇宙活動法施行令の改正に伴う改正
(告示の内容) 第三十四条 法第四十八条第二項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 業務の委託を開始する年月日	(告示の内容) 第三十四条 法第四十八条第二項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 業務の委託を開始する年月日	変更なし

二 委託した業務の内容	二 委託した業務の内容	
(供託することができる有価証券) 第三十五条 法第四十九条の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。 一 国債証券（振替国債を含む。） 二 地方債証券 三 政府保証債券（その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。） 四 特別の法律により法人の発行する債券（前号に掲げるものを除く。） 五 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（前二号に掲げるもの、自己の社債券及び会社法（平成十七年法律第八十六号）による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定若しくは破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）によ	(供託することができる有価証券) 第三十五条 法第四十九条の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。 一 国債証券（振替国債を含む。） 二 地方債証券 三 政府保証債券（その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。） 四 特別の法律により法人の発行する債券（前号に掲げるものを除く。） 五 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（前二号に掲げるもの、自己の社債券及び会社法（平成十七年法律第八十六号）による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定若しくは破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）によ	変更なし

る更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。)	る更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。)	
(供託物の取戻しの申請) 第三十六条 <u>打上げ実施者は、法第五十一条の規定による承認を受けようとするときは、様式第三十による申請書に、同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 当該人工衛星等の打上げについて現に存する供託物が金銭の場合にあってはその金額、振替国債の供託にあってはその銘柄及び金額、振替債以外の有価証券の場合にあってはその名称、総額面、券面額、回記号、番号、枚数及び附属利賦札 二 取り戻そうとする供託物が金銭の場合にあってはその金額、振替国債の供託にあってはその銘柄及び金額、振替債以外の有価証券の場合にあってはその名称、総額面、券面額、回記号、番号、枚数及び附属利賦札	(供託物の取戻しの申請) 第三十六条 <u>法第五十一条の規定による承認を受けようとする者は、様式第三十による申請書に、同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 当該宇宙ロケットの打上げについて現に存する供託物が金銭の場合にあってはその金額、振替国債の供託にあってはその銘柄及び金額、振替債以外の有価証券の場合にあってはその名称、総額面、券面額、回記号、番号、枚数及び附属利賦札 二 取り戻そうとする供託物が金銭の場合にあってはその金額、振替国債の供託にあってはその銘柄及び金額、振替債以外の有価証券の場合にあってはその名称、総額面、券面額、回記号、番号、枚数及び附属利賦札	宇宙活動法改正に伴う改正
(新設)	第六章 雑則	明確化のため章を追記

(書面の用語等) 第三十七条 この府令に規定する申請書及び届出書は、日本語で作成しなければならない。ただし、住所、氏名又は名称及び連絡先については、外国語で記載することができる。 2 この府令に規定する申請書及び届出書に添える書類は、日本語又は英語で記載されたものに限る。ただし、英語で記載されたものであるときは、その日本語による翻訳文を提出しなければならない。 3 特別の事情により、前項の書類が同項に定める言語で提出することができない場合は、同項の規定にかかわらず、その日本語による翻訳文を添えて提出することができる。	(書面の用語等) 第三十七条 この府令に規定する申請書及び届出書は、日本語で作成しなければならない。ただし、住所、氏名又は名称及び連絡先については、外国語で記載することができる。 2 この府令に規定する申請書及び届出書に添える書類は、日本語又は英語で記載されたものに限る。ただし、英語で記載されたものであるときは、その日本語による翻訳文を提出しなければならない。 3 特別の事情により、前項の書類が同項に定める言語で提出することができない場合は、同項の規定にかかわらず、その日本語による翻訳文を添えて提出することができる。	変更なし
様式第一 (第五条第一項関係) 様式第二 (第五条第<u>四</u>項及び第九条第二項関係) (新設) 様式第三 (第九条第一項関係) 様式第四 (第九条第四項関係) 様式第四の二 (第九条の四第一項関係) 様式第四の三 (第九条の五第一項関係) 様式第五 (第十条第一項関係)	様式第一 (第五条第一項関係) 様式第二 (第五条第<u>七</u>項及び第九条第二項関係) <u>様式第二の二 (第五条第八項及び第九条第三項関係)</u> 様式第三 (第九条第一項関係) 様式第四 (第九条第五項関係) 様式第四の二 (第九条の四第一項関係) 様式第四の三 (第九条の五第一項関係) 様式第五 (第十条第一項関係)	証明書様式追加

様式第六（第十条第二項関係）	様式第六（第十条第二項関係）	
様式第七（第十条第三項関係）	様式第七（第十条第三項関係）	
様式第八（第十一条第一項関係）	様式第八（第十一条第一項関係）	
様式第九（第十三条第一項関係）	様式第九（第十三条第一項関係）	
（新設）	<u>様式第九の二（第十三条第一項関係）</u>	まとめ申請様式追加
様式第十（第十三条第四項及び第十四条第二項関係）	様式第十（第十三条第四項及び第十四条第二項関係）	
様式第十一（第十四条第一項関係）	様式第十一（第十四条第一項関係）	
（新設）	<u>様式第十一の二（第十四条第一項関係）</u>	まとめ変更申請様式追加
（新設）	<u>様式第十一の三（第十四条第三項関係）</u>	証明書様式追加
様式第十二（第十四条第四項関係）	様式第十二（第十四条第五項関係）	
（新設）	<u>様式第十二の二（第十四条第五項関係）</u>	まとめ変更届出様式追加
様式第十三（第十六条第一項関係）	様式第十三（第十六条第一項関係）	
（新設）	<u>様式第十三の二（第十六条第一項関係）</u>	まとめ申請様式追加
様式第十四（第十六条第 <u>四</u> 項及び第十七条第二項関係）	様式第十四（第十六条第 <u>三</u> 項及び第十七条第二項関係）	
様式第十五（第十七条第一項関係）	様式第十五（第十七条第一項関係）	
（新設）	<u>様式第十五の二（第十七条第一項関係）</u>	まとめ変更申請様式追加
（新設）	<u>様式第十五の三（第十七条第三項関係）</u>	証明書様式追加
様式第十六（第十七条第 <u>四</u> 項関係）	様式第十六（第十七条第 <u>五</u> 項関係）	
（新設）	<u>様式第十六の二（第十七条第五項関係）</u>	まとめ変更届出様式追加
（新設）	<u>様式第十六の三（第十八条の二第一項関係）</u>	申請様式追加
（新設）	<u>様式第十六の四（第十八条の二第一項関係）</u>	まとめ申請様式追加
（新設）	<u>様式第十六の五（第十八条の二第四項及び第十八条の三第二項関係）</u>	認定書様式追加

(新設)	<u>様式第十六の六（第十八条の三第一項関係）</u>	変更申請様式追加
(新設)	<u>様式第十六の七（第十八条の三第一項関係）</u>	まとめ変更申請様式追加
(新設)	<u>様式第十六の八（第十八条の三第三項関係）</u>	証明書様式追加
(新設)	<u>様式第十六の九（第十八条の三第五項関係）</u>	変更届出様式追加
(新設)	<u>様式第十六の十（第十八条の三第五項関係）</u>	まとめ変更届出様式追加
様式第十七（第二十条第一項関係）	様式第十七（第二十条第一項関係）	
(新設)	<u>様式第十七の二（第二十条第一項関係）</u>	まとめ申請様式追加
様式第十八（第二十条第六項及び第二十五条第二項関係）	様式第十八（第二十条第六項及び第二十五条第二項関係）	
(新設)	<u>様式第十八の二（第二十条第七項及び第二十五条第三項関係）</u>	証明書様式追加
様式第十九（第二十五条第一項関係）	様式第十九（第二十五条第一項関係）	
(新設)	<u>様式第十九の二（第二十五条第一項関係）</u>	まとめ変更申請様式追加
様式第二十（第二十五条第四項関係）	様式第二十（第二十五条第五項関係）	
(新設)	<u>様式第二十の二（第二十五条第五項関係）</u>	まとめ変更届出様式追加
様式第二十一（第二十六条第一項関係）	様式第二十一（第二十六条第一項関係）	
様式第二十二（第二十七条第一項関係）	様式第二十二（第二十七条第一項関係）	
様式第二十三（第二十七条第二項関係）	様式第二十三（第二十七条第二項関係）	
様式第二十四（第二十七条第三項関係）	様式第二十四（第二十七条第三項関係）	
様式第二十五（第二十七条第四項関係）	様式第二十五（第二十七条第四項関係）	
様式第二十六（第二十八条関係）	様式第二十六（第二十八条関係）	
様式第二十七（第二十九条関係）	様式第二十七（第二十九条関係）	
様式第二十八（第三十条関係）	様式第二十八（第三十条関係）	
様式第二十九（第三十二条関係）	様式第二十九（第三十二条関係）	

様式第三十（第三十六条第一項関係）	様式第三十（第三十六条第一項関係）	
-------------------	-------------------	--

※様式集 (現行施行規則)

様式第一（第五条第一項関係）

人工衛星等の打上げに係る許可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称)
連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げの許可を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第4条第2項の規定により、申請します。

記

人工衛星の打上げ用ロケットの設計（別紙1）又は型式認定番号		
打上げ施設の場所、構造及び設備（別紙2）又は適合認定番号		
ロケット打上げ計画（別紙3）		
人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体の名称及び号機番号		
人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の名称、利用の目的及び方法	人工衛星の数：	
	(名称)	(目的及び方法)
人工衛星等の打上げに係る業務を行う役員の氏名（申請者が法人の場合）		
人工衛星等の打上げに係る業務を行う使用人の氏名		
法第5条に定める欠格事由の該当有無	☐ 有 ☐ 無	

※様式集 (現行施行規則)

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第 5 条第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

(別紙 1)

人工衛星の打上げ用ロケットの設計

1 概要

主要諸元	
型式 (※ 1)	
機体の名称 (※ 2)	
段構成	
補助ブースタ等の 有無及び本数	
全長 (m)	
直径 (代表径) (m)	
全備質量 (t) (人工衛星を除く)	
誘導方式	
飛行中断措置の方法	

※ 1 型式とは、機体形態の別を考慮しないロケットの型式を指す名称をいう。例：H-IIA

※ 2 機体の名称とは、機体形態の別により異なる名称をいう。例：202 型

衛星フェアリング	
名称	
全長 (m)	
外径 (m)	
質量 (t)	
主要搭載電子装置	

※様式集 (現行施行規則)

各段等の詳細（必要に応じ補助ロケット等※の諸元を追記すること）								
	第 段							
全長（m）								
外径（m）								
質量（t）								
エンジン等の基（本） 数								
エンジン等 1 基（本） あたり推力（kN）								
燃焼時間（s）								
推進薬種類								
推進薬質量（t）								
姿勢制御方式								
主要搭載電子装置								

※ガスジェット・サイドジェット等の姿勢制御用エンジン等を含む

打上げ能力	
高度（km）	
軌道傾斜角（度）	
打上げ可能質量 （kg）	

2 ロケットシステム系統図

3 飛行安全管制に係る主要構成装置等

※装置等の名称、概要及び搭載段

4 エンジン系統図（第 段）

※1 補助ロケット、姿勢制御用エンジン等を含む。

※2 着火装置等の安全に係る機能を含む。

5 軌道上における不要な人工物体（以下「軌道上デブリ」という。）発生の抑制のための措置

※ロケット軌道投入段、人工衛星分離に係る装置等

※様式集 (現行施行規則)

(別紙 2)

打上げ施設の場所、構造及び設備

1 概要

施設名称	
所在地	備考 施設が複数住所にまたがる場合は、代表地点の住所を記載すること。
打上げ施設の概要及び主要設備の配置図	
備考 1 縮尺等により距離情報を記載すること。 2 打上げ施設外との境界を明示すること。	

2 主要設備

※名称及び概要、セキュリティ対策

3 発射装置

※概要及びシステム系統図（着火装置等の安全に係るシステムを含む。）

4 飛行安全管理に係る主要構成装置等

※概要及びシステム系統図

※様式集 (現行施行規則)

(別紙3)

ロケット打上げ計画

- 1 保安及びセキュリティ対策
- 2 防災計画の策定等
- 3 推進薬等の取扱いに係る安全対策
- 4 落下予想区域等を考慮した飛行経路の設定
- 5 適切な落下限界線の設定
- 6 警戒区域の設定及び第三者の進入防止体制の構築
- 7 自然災害等による警報発令時の対策
- 8 航空機や船舶等への事前通報
- 9 適切な打上げ日時の設定
- 10 搭載される人工衛星を考慮した飛行能力
- 11 気象状況を踏まえた飛行成立性の確認
- 12 警戒区域解除前の第三者損害発生の防止
- 13 飛行安全管制の実施
- 14 飛行中断の実施
- 15 海上浮遊物の回収
- 16 軌道上デブリ発生の抑制
- 17 ロケット軌道投入段の保護領域からの除去
- 18 ロケット打上げ計画を実行する体制の構築

※様式集 (現行施行規則)

様式第二（第五条第四項及び第九条第二項関係）

人工衛星等の打上げ（変更）許可証

下記のとおり申請のあった人工衛星等の打上げについて、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律 第4条第1項 第7条第1項 の規定により（変更）許可する。

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 申請年月日
- 2 打上げ実施者の氏名又は名称
- 3 許可番号
- 4 人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体の名称及び号機番号
- 5 打上げ施設の名称及び場所
名称：
場所：
- 6 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の名称
- 7 許可に付した条件

※様式集 (現行施行規則)

様式第三 (第九条第一項関係)

人工衛星等の打上げに係る変更の許可申請書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げに係る変更の許可を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第7条第1項の規定により、申請します。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第5条第2項第1号及び第2号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第四（第九条第四項関係）

人工衛星等の打上げに係る変更届出書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第7条第2項に規定される変更をしたので、同項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第四の二 (第九条の四第一項関係)

損害賠償担保措置の承認申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、損害賠償担保措置の承認を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第9条の4第1項の規定により、申請します。

記

人工衛星等の打上げを予定する日	
人工衛星の打上げ用ロケットの発射から全部の人工衛星を分離するまでの予定時間	
人工衛星の打上げ用ロケットの全部又は一部が最後に再突入する予定時期	
人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体の名称及び号機番号	
打上げ施設の名称及び場所	
人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数及びそれぞれの人工衛星の名称	人工衛星の数：
	(名称)
講じようとする損害賠償担保措置	☐ ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約の締結 ☐ 供託 ☐ その他
法第4条第1項の許可の取得状況	☐ 取得済 (許可番号：) ☐ 申請中 (申請日：) ☐ 申請前

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第9条の4第2

※様式集(現行施行規則)

項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第四の三 (第九条の五第一項関係)

損害賠償担保措置の変更の承認申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、損害賠償担保措置の変更の承認を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第9条の5第1項の規定により、申請します。

記

損害賠償担保措置の 変更の内容	新	旧
変更理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第9条の4第2項第1号から第3号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第五 (第十条第一項関係)

人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡及び譲受け認可申請書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(譲渡人) (郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)

連 絡 先

(譲受人) (郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第10条第1項の規定により、人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡及び譲受けについて認可を受けたいので申請します。

記

打上げ実施者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
譲渡人及び譲受人の氏名又は 名称及び住所	(譲渡人) 氏名又は名称 : 住所 : (譲受人) 氏名又は名称 : 住所 :
譲渡及び譲受けの理由	
法第5条に定める欠格事由の該当有無	☐ 有 ☐ 無

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第10条第1項各号に掲げる書類及び譲渡人の許可証の写しを添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第六 (第十条第二項関係)

法人の合併による打上げ実施者の地位の承継に係る認可申請書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
合併する法人の名称
連 絡 先
(郵便番号)
住 所
合併する法人の名称
連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第10条第2項の規定により、法人の合併による打上げ実施者の地位の承継について認可を受けたいので申請します。

記

打上げ実施者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所	名称 : 住所 :
合併の理由	
法第5条に定める欠格事由の該当有無	☐ 有 ☐ 無

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第10条第2項各号に掲げる書類及び被承継者の許可証の写しを添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第七 (第十条第三項関係)

法人の分割による打上げ実施者の地位の承継に係る認可申請書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

分割する法人の名称

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第10条第3項の規定により、法人の分割による打上げ実施者の地位の承継について認可を受けたいので申請します。

記

打上げ実施者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
分割により人工衛星等の打上げに係る事業を承継する法人の名称及び住所	名称： 住所：
分割の理由	
法第5条に定める欠格事由の該当有無	☐ 有 ☐ 無

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第10条第3項各号に掲げる書類及び被承継者の許可証の写しを添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第八 (第十一条第一項関係)

人工衛星等の打上げに係る許可の失効届出書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第11条の規定により、届け出ます。

許可失効年月日	年 月 日
法第11条各号のうち該当する号	☐ 一 ☐ 二 ☐ 三 ☐ 四
許可失効の理由が死亡の場合は、 死亡した者の氏名及び住所	氏名： 住所：
許可失効の理由が死亡の場合は、 死亡した者との続柄	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 許可失効の理由が人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第11条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、許可証を添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第九 (第十三条第一項関係)

型式認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第13条第2項の規定により、申請します。

記

人工衛星の打上げ用 ロケットの設計 (別紙)	
飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法	
人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第13条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

(別紙)

人工衛星の打上げ用ロケットの設計

1 概要

主要諸元			
型式 (※ 1)			
機体の名称 (※ 2)			
段構成			
補助ブースタ等の 有無及び本数			
全長 (m)			
直径 (代表径) (m)			
全備質量 (t) (人工衛星を除く)			
誘導方式			
飛行中断措置の方法			

※ 1 型式とは、機体形態の別を考慮しないロケットの型式を指す名称をいう。例：H-IIA

※ 2 機体の名称とは、機体形態の別により異なる名称をいう。例：202 型

衛星フェアリング			
名称			
全長 (m)			
外径 (m)			
質量 (t)			
主要搭載電子装置			

※様式集 (現行施行規則)

機体の名称								
各段等の詳細（必要に応じ補助ロケット等※の諸元を追記すること）								
	第 段							
全長 (m)								
外径 (m)								
質量 (t)								
エンジン等の基(本)数								
エンジン等1基(本)あたり推力 (kN)								
燃焼時間 (s)								
推進薬種類								
推進薬質量 (t)								
姿勢制御方式								
主要搭載電子装置								

※ガスジェット・サイドジェット等の姿勢制御用エンジン等を含む

打上げ能力（必要に応じて代表的軌道を追記すること）				
代表的軌道名称	低軌道			
高度 (km)				
軌道傾斜角 (度)				
打上げ可能質量 (kg)				

2 ロケットシステム系統図

3 飛行安全管制に係る主要構成装置等

※装置等の名称、概要及び搭載段

4 エンジン系統図（第 段）

※1 補助ロケット、姿勢制御用エンジン等を含む。

※2 着火装置等の安全に係る機能を含む。

5 軌道上における不要な人工物体（以下「軌道上デブリ」という。）発生の抑制のための措置

※ロケット軌道投入段、人工衛星分離に係る装置等

※様式集 (現行施行規則)

様式第十（第十三条第四項及び第十四条第二項関係）

型式（変更）認定書

下記のとおり申請のあった人工衛星の打上げ用ロケットの設計について、人工衛星等の
打上げ及び人工衛星の管理に関する法律 第13条第1項 の規定により型式（変更）
第14条第1項
認定を行う。

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 申請年月日
- 2 型式認定を受けた者の氏名又は名称
- 3 型式認定番号
- 4 人工衛星の打上げ用ロケットの型式及び機体の名称
型式：
機体の名称：

※様式集 (現行施行規則)

様式第十一 (第十四条第一項関係)

型式認定に係る変更の認定申請書

型式認定番号	
型式認定年月日	
型式	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に係る変更の認定を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第14条第1項の規定により、申請します。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第13条第2項第1号から第3号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類、当該変更後の人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類及び型式認定書の写しを添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第十二 (第十四条第四項関係)

型式認定に係る変更届出書

型式認定番号	
型式認定年月日	
型式	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に係る変更をしたので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第14条第2項の規定により、届け出ます。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 当該変更事項に係る書類及び型式認定書の写しを添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第十三 (第十六条第一項関係)

適合認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、打上げ施設の適合認定を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第16条第2項の規定により、申請します。

記

打上げ施設の場所、構造及び設備 (別紙)	
型式認定番号	
型式	
型式認定年月日	年 月 日
飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第16条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

(別紙)

打上げ施設の場所、構造及び設備

1 概要

施設名称	
所在地	備考 施設が複数住所にまたがる場合は、代表地点の住所を記載すること。
打上げ施設の概要及び主要設備の配置図	
備考 1 縮尺等により距離情報を記載すること。 2 打上げ施設外との境界を明示すること。	

2 主要設備

※名称及び概要、セキュリティ対策

3 発射装置

※概要及びシステム系統図（着火装置等の安全に係るシステムを含む。）

4 飛行安全管理に係る主要構成装置等

※概要及びシステム系統図

※様式集 (現行施行規則)

様式第十四 (第十六条第四項及び第十七条第二項関係)

打上げ施設 (変更) 認定書

下記のとおり申請のあった打上げ施設について、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律 第16条第1項 第17条第1項 の規定により適合 (変更) 認定を行う。

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 申請年月日
- 2 適合認定を受けた者の氏名又は名称
- 3 適合認定番号
- 4 対象とする人工衛星の打上げ用ロケットの型式
- 5 打上げ施設の名称及び場所
名称：
場所：

※様式集 (現行施行規則)

様式第十五 (第十七条第一項関係)

適合認定に係る変更の認定申請書

適合認定番号	
適合認定年月日	
型式	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、打上げ施設の適合認定に係る変更の認定を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第17条第1項の規定により、申請します。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第16条第2項第1号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類、当該変更後の打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類及び打上げ施設認定書の写しを添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第十六 (第十七条第四項関係)

適合認定に係る変更届出書

適合認定番号	
適合認定年月日	
型式	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、打上げ施設の適合認定に係る変更をしたので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第17条第2項の規定により、届け出ます。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 当該変更事項に係る書類及び打上げ施設認定書の写しを添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第十七（第二十条第一項関係）

人工衛星の管理に係る許可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称)
連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の管理の許可を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第20条第2項の規定により、申請します。

記

人工衛星の名称	
人工衛星管理設備 の場所	
人工衛星の軌道	
人工衛星の利用の 目的及び方法	☐ 測位 ☐ 通信・放送 ☐ リモートセンシング ☐ 宇宙科学 ☐ 宇宙資源の探査・開発 (※) ☐ その他 () ※宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律 第2条第2号に規定する宇宙資源の探査及び開発を目的とする場 合
人工衛星の構造 (別紙1)	
法第22条第4号 に定める終了措置 の内容	☐ イ ☐ ロ ☐ ハ ☐ ニ
管理計画 (別紙2)	
死亡時代理人の氏 名又は名称及び住 所 (申請者が個人	

※様式集 (現行施行規則)

の場合)		
人工衛星の管理に係る業務を行う役員の氏名（申請者が法人の場合）		
人工衛星の管理に係る業務を行う使用人の氏名		
法第 2 1 条に定める欠格事由の該当有無	☐ 有	☐ 無

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第 2 0 条第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

(別紙1)

人工衛星の構造

1 概要

寸法 (mm)	(打上げ時) (運用時)	
全備質量 (kg)		
設計寿命		
電源方式		
姿勢制御方式		
推進方式 ☐ 有 ☐ 無		
推進薬種類		
推進薬質量 (kg)		
火工品 ☐ 有 ☐ 無		
展開物 ☐ 有 ☐ 無		
主要構造材料		
主要搭載機器		
他の天体由来の物質を地球に落下させて回収する計画 ☐ 有 ☐ 無		
地球以外の天体を回る軌道に投入または当該天体に落下させる計画 ☐ 有 ☐ 無		

2 概要図

3 人工衛星システム系統図

※様式集 (現行施行規則)

(別紙2)

管理計画

- 1 人工衛星管理設備の概要
- 2 人工衛星の管理の方法
- 3 分離又は結合時の他の人工衛星の管理への干渉防止
- 4 異常時の破砕防止
- 5 他の人工衛星等との衝突回避
- 6 終了措置
- 7 人工衛星の管理を実行する体制の構築
(管理の組織及び業務、異常事態への対応、セキュリティ対策の構築等)

※様式集 (現行施行規則)

様式第十八 (第二十条第六項及び第二十五条第二項関係)

人工衛星の管理 (変更) 許可証

下記のとおり申請のあった人工衛星の管理について、人工衛星等の打上げ及び人工衛星
の管理に関する法律 第20条第1項 第23条第1項 の規定により (変更) 許可する。

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 申請年月日
- 2 人工衛星管理者の氏名又は名称
- 3 許可番号
- 4 人工衛星の名称
- 5 人工衛星管理設備の場所
- 6 許可に付した条件

※様式集 (現行施行規則)

様式第十九 (第二十五条第一項関係)

人工衛星の管理に係る変更の許可申請書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の管理に係る変更の許可を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第23条第1項の規定により、申請します。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第20条第2項第1号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第二十 (第二十五条第四項関係)

人工衛星の管理に係る変更届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第23条第2項に規定される変更をしたので、同項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第二十一 (第二十六条第一項関係)

人工衛星の事故届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星に事故があつたので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第25条の規定により、届け出ます。

記

当該事故の状況	
当該事故が発生した 日時及び位置	日時： 位置：
当該事故の発生後の 人工衛星の軌道	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第二十二 (第二十七条第一項関係)

人工衛星の管理に係る事業の譲渡及び譲受け認可申請書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(譲渡人) (郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

(譲受人) (郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第26条第1項の規定により、人工衛星の管理に係る事業の譲渡及び譲受けについて認可を受けたいので申請します。

記

人工衛星管理者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
譲渡人及び譲受人の氏名又は 名称及び住所	(譲渡人) 氏名又は名称 : 住所 : (譲受人) 氏名又は名称 : 住所 :
譲渡及び譲受けの理由	
法第21条に定める欠格事由の該当有無	☐ 有 ☐ 無

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第27条第1項各号に掲げる書類及び譲渡人の許可証の写しを添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第二十三 (第二十七条第二項関係)

人工衛星の管理に係る事業の譲渡届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第26条第2項に規定される人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うので、同項の規定により、届け出ます。

記

譲渡年月日	年 月 日
譲受人の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
譲渡の理由	
譲受人が用いる人工衛星管理設備の場所	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第27条第1項各号に掲げる書類及び譲渡人の許可証の写しを添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第二十四 (第二十七条第三項関係)

法人の合併による人工衛星管理者の地位の承継に係る認可申請書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
合併する法人の名称
連 絡 先
(郵便番号)
住 所
合併する法人の名称
連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第26条第3項の規定により、法人の合併による人工衛星管理者の地位の承継について認可を受けたいので申請します。

記

人工衛星管理者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所	名称： 住所：
合併の理由	
法第21条に定める欠格事由の該当有無	☐ 有 ☐ 無

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第27条第3項各号に掲げる書類及び被承継者の許可証の写しを添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第二十五 (第二十七条第四項関係)

法人の分割による人工衛星管理者の地位の承継に係る認可申請書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

分割する法人の名称

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第26条第4項の規定により、法人の分割による人工衛星管理者の地位の承継について認可を受けたいので申請します。

記

人工衛星管理者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
分割により人工衛星の管理に係る事業を承継する法人の名称及び住所	名称： 住所：
分割の理由	
法第21条に定める欠格事由の該当有無	☐ 有 ☐ 無

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第27条第4項各号に掲げる書類及び被承継者の許可証の写しを添付すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第二十六 (第二十八条関係)

人工衛星管理者に係る死亡届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第 2 7 条第 1 項の規定により、届け出ます。

死亡した者の氏名及び住所	氏名 : 住所 :
死亡年月日	年 月 日
死亡した者との続柄	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第二十七 (第二十九条関係)

人工衛星の管理に係る終了措置届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称)
連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の管理を終了するので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第 2 8 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

終了措置を講ずる年月日	年 月 日
終了措置を講ずる理由	
法第 2 2 条第 4 号に定める 終了措置の内容	☐ イ ☐ ロ ☐ ハ ☐ ニ

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 法第 2 2 条第 4 号ニの措置を行う場合は、人工衛星の位置、姿勢及び状態を終了措置の内容の欄に記載すること。

※様式集 (現行施行規則)

様式第二十八 (第三十条関係)

人工衛星管理者である法人に係る解散届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(清算人又は破産管財人) (郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第29条第1項の規定により、届け出ます。

記

解散した法人の名称及び住所	名称： 住所：
解散年月日	年 月 日

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二十九 (第三十二条関係)

(表)

第 号	
人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第31条第2項の規定 による身分証明書	
写真	職名及び氏名
	年 月 日生 年 月 日発行
	内 閣 総 理 大 臣

(裏)

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律抜粋

第31条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者若しくは人工衛星管理者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 (略)

※様式集 (現行施行規則)

様式第三十 (第三十六条第一項関係)

供託物取戻承認申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)

連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第51条の規定により、損害賠償担保措置としての供託物の取戻しについて承認を受けたいので、申請します。

記

法第51条各号のうち該当する号	☐ 一 ☐ 二 ☐ 三
現に存する供託物	
取り戻そうとする供託物	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第51条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第一（第五条第一項関係）

宇宙ロケットの打上げに係る許可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの打上げに係る許可を受けたいので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第4条第2項の規定により、申請します。

記

宇宙ロケットの打上げの目的	☐ 人工衛星等の打上げ ☐ 飛行実証 ☐ その他（ ）
宇宙ロケットの設計（別紙1） 又は宇宙ロケットの設計に係る 設計確認番号	☐ 別紙1に示す ☐ 設計確認番号（ ）
打上げ施設の場所、構造及び設備（別紙2）又は打上げ施設に係る適合認定番号	☐ 別紙2に示す ☐ 適合認定番号（ ）
宇宙ロケットの機体の名称及び 号機番号	名称： 号機番号：
人工衛星等の搭載の有無及び人工衛星等を搭載する場合にあつては、別紙3に掲げる事項（別紙3）	☐ 有 別紙3に示す ☐ 無
ロケット打上げ計画（別紙4）	☐ 別紙4に示す
規則第5条第6項第3号に定める宇宙ロケットの打上げに係る業務を行う役員の氏名 （申請者が法人の場合）	
規則第6条に定める申請者の使用人の氏名	
過去に受けた宇宙ロケットの打	

※様式集 (改正案)

上げに係る許可に係る申請書等を引用する場合にあっては、当該許可に係る許可番号	
電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
宇宙ロケットの打上げに係る許可に係る許可証の交付を受けた場合における許可証明書の交付を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第5条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

(別紙 1)

宇宙ロケットの設計

1 概要

主要諸元	
形態の種類 (※)	
段構成	
補助ブースタ等の 有無及び本数	
全長 (m)	
直径 (代表径) (m)	
全備質量 (t) (人工衛星等を除く)	
誘導方式	
飛行中断措置の方法	

※ 形態の種類には、機体形態の別により異なる名称を記載する。

例 : CAO-12、CAO-12S、CAO-15 など

衛星フェアリング	
名称	
全長 (m)	
外径 (m)	
質量 (t)	
主要搭載電子装置	

※様式集 (改正案)

形態の種類								
各段等の詳細（必要に応じ補助ロケット等※の諸元を追記すること）								
	第1段							
全長（m）								
外径（m）								
質量（t）								
エンジン等の基（本）数								
エンジン等1基（本）あたり推力（kN）								
燃焼時間（s）								
推進薬種類								
推進薬質量（t）								
姿勢制御方式								
主要搭載電子装置								

※ガスジェット・サイドジェット等の姿勢制御用エンジン等を含む

打上げ能力（必要に応じて代表的軌道を追記すること）				
代表的軌道名称	低軌道			
高度（km）				
軌道傾斜角（度）				
打上げ可能質量（kg）				

2 ロケットシステム系統図

3 飛行安全管制に係る主要構成装置等

※装置等の名称、概要及び搭載段

4 エンジン系統図（第 段）

※1 補助ロケット、姿勢制御用エンジン等を含む。

※2 安全上重大なシステムに係る機能を含む。

5 軌道上における不要な人工物体（以下「軌道上デブリ」という。）発生の抑制のための措置

※ロケット軌道投入段、人工衛星等の分離に係る装置等

※様式集 (改正案)

(別紙 2)

打上げ施設の場所、構造及び設備

1 概要

施設名称	
所在地	備考 施設が複数住所にまたがる場合は、代表地点の住所を記載すること。
打上げ施設の概要及び主要設備の配置図	
備考 1 縮尺等により距離情報を記載すること。 2 打上げ施設外との境界を明示すること。	

2 主要設備

※名称及び概要、セキュリティ対策

3 発射装置

※概要及びシステム系統図（安全上重大なシステム、飛行中断システムに関連する機能を有する場合、それらを含む。）

4 飛行安全管理に係る主要構成装置等

※概要及びシステム系統図

※様式集 (改正案)

(別紙 3)

人工衛星等

1 人工衛星等の数

人工衛星等の数：

2 人工衛星等の名称等

人工衛星等の名称	
人工衛星等の種別	☐ 特定人工衛星 ☐ 特定人工衛星以外の人工衛星等
次に掲げる者の氏名又は名称及び住所 (1) 人工衛星等がその搭載について委託を受けたものである場合にあっては、当該委託に係る契約の相手方 (2) 人工衛星等が特定人工衛星である場合にあっては、特定人工衛星の管理を行う者	
人工衛星等の投入先又は配置先	
人工衛星等の利用の目的及び方法等	☐ 測位 ☐ 通信・放送 ☐ 宇宙科学・(資源) 探査 ☐ リモートセンシング ☐ ダミーマス ☐ 国の人工衛星等 ☐ その他 ()
人工衛星等の構造、搭載前人工衛星等に係る適合認定番号、特定人工衛星の管理に係る許可番号又は締約国外国政府が監督する旨等	☐ 構造 下記 3 に示す ☐ 適合認定番号 () ☐ 特定人工衛星の管理に係る許可番号 () ☐ 締約国外国政府が監督 ☐ 国及び締約国外国政府の人工衛星等

※搭載する人工衛星等（宇宙ロケットから分離する人工衛星等だけでなく、分離した人工衛星等から放出される人工衛星等を含む。）ごとに表を作成すること。

3 搭載する人工衛星等の構造（該当する場合のみ）

※様式集 (改正案)

(別紙4)

ロケット打上げ計画

1. 宇宙ロケットの打上げを予定する時期
2. 宇宙ロケットの飛行経路
3. 打上げ施設と宇宙ロケットとの間で信号を送受信する方法その他の打上げ施設の使用の方法
4. 宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあっては、その据付けの位置、宇宙ロケットとの連結の方法その他の当該搭載の方法
5. 次に掲げる事項その他宇宙ロケットの打上げの方法
 - (1) 宇宙ロケットが予定された飛行経路を外れた場合その他の異常な事態が発生した場合における当該宇宙ロケットの破壊その他その飛行を中断する措置
 - ア. 落下限界線の設定
 - イ. 飛行安全管理の実施
 - ウ. 飛行中断の実施
 - (2) 宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法
 - ア. 保安及びセキュリティ対策
 - イ. 防災計画の策定
 - ウ. 推進薬などの取扱いに係る安全対策
 - エ. 落下予測区域等を考慮した飛行経路の設定
 - オ. 警戒区域の設定及び関係者以外の者の進入防止体制の構築
 - カ. 自然災害等の対策
 - キ. 航空機や船舶等への事前通報
 - ク. 気象状況を踏まえた飛行成立性の確認等
 - ケ. 警戒区域解除前の第三者損害発生の防止
 - コ. 海上浮遊物の回収
 - サ. 軌道上デブリ発生の抑制
 - シ. 宇宙ロケットの保護領域からの除去
 - (3) 宇宙ロケットに搭載した人工衛星等を分離するかどうかの別並びに人工衛星等を分離する場合にあっては、分離の際の宇宙ロケットの速度及び高度の設定、分離の際に他の物体との離隔距離を確保する方法その他の分離の方法
 - (4) ロケット打上げ計画を実行する体制の構築

※様式集 (改正案)

様式第二（第五条第七項及び第九条第二項関係）

宇宙ロケットの打上げ（変更）許可証

下記のとおり申請のあった宇宙ロケットの打上げについて、宇宙ロケットの打上げ及び
特定人工衛星の管理に関する法律 第4条第1項 第7条第1項 の規定により（変更）許可する。

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 申請年月日
- 2 打上げ実施者の氏名又は名称
- 3 許可番号
- 4 宇宙ロケットの機体の名称及び号機番号
- 5 打上げ施設の場所
- 6 宇宙ロケットに搭載される人工衛星等の名称
- 7 許可に付した条件

※様式集 (改正案)

様式第二の二（第五条第七項及び第九条第三項関係）

宇宙ロケットの打上げ許可証明書

下記は、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律
第4条第1項 の規定により（変更）許可を受けたことを証明する。
第7条第1項

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 打上げ実施者の氏名又は名称
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 宇宙ロケットの機体の名称及び号機番号
- 5 打上げ施設の場所
- 6 宇宙ロケットに搭載される人工衛星等の名称

※様式集 (改正案)

様式第三（第九条第一項関係）

宇宙ロケットの打上げに係る変更の許可申請書

許可番号	
許可年月日	
機体の名称及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
名 称
(個人にあつては、氏名)
連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの打上げに係る変更の許可を受けたいので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第7条第1項の規定により、申請します。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		
電子情報処理組織 を使用する方法に より処分通知等を 受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無	
宇宙ロケットの打 上げに係る変更の 許可に係る許可証 の交付を受けた場	☐ 有 ☐ 無	

※様式集 (改正案)

合における許可証 明書の交付を受け る希望の有無	
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 5 条第 2 項第 1 号から第 7 号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第四（第九条第四項関係）

宇宙ロケットの打上げに係る変更届出書

許可番号	
許可年月日	
機体の名称及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

名 称

（個人にあつては、氏名）

連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第7条第2項に規定される変更をしたので、同項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		
届出担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 当該変更事項に係る書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第四の二（第九条の四第一項関係）

損害賠償担保措置の承認申請書

許可番号	
許可年月日	
機体の名称及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
名 称
(個人にあつては、氏名)
連 絡 先

下記のとおり、損害賠償担保措置の承認を受けたいので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第9条の4第1項の規定により、申請します。

記

宇宙ロケットの打上げを予定する日	
宇宙ロケットの発射から全部の人工衛星等を分離するまでの予定時間	
宇宙ロケットの全部又は一部が最後に地球に落下する予定時期	
宇宙ロケットの機体の名称及び号機番号	
打上げ施設の名称及び場所	
宇宙ロケットに搭載される人工衛星等の数及びそれぞれの人工衛星等の名称	人工衛星等の数：
	(名称)
講じようとする損害賠償担保措置	☐ ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約の締結 ☐ 供託 ☐ その他
電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属

※様式集 (改正案)

	役職 電話番号 電子メールアドレス
--	-------------------------

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第9条の4第2項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第四の三（第九条の五第一項関係）

損害賠償担保措置の変更の承認申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、損害賠償担保措置の変更の承認を受けたいので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第9条の5第1項の規定により、申請します。

記

	新	旧
損害賠償担保措置の 変更の内容		
変更理由		
電子情報処理組織を 使用する方法により 処分通知等を受ける 希望の有無	☐ 有 ☐ 無	
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第9条の4第2項第1号から第3号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添

※様式集 (改正案)

付すること。

※様式集 (改正案)

様式第五（第十条第一項関係）

宇宙ロケットの打上げに係る事業の譲渡及び譲受け認可申請書

許可番号	
許可年月日	
機体の名称及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（譲渡人）（郵便番号）

住 所

名 称

（個人にあつては、氏名）

連 絡 先

（譲受人）（郵便番号）

住 所

名 称

（個人にあつては、氏名）

連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第10条第1項の規定により、宇宙ロケットの打上げに係る事業の譲渡及び譲受けについて認可を受けたいので申請します。

記

打上げ実施者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所	（譲渡人）氏名又は名称： 住所： （譲受人）氏名又は名称： 住所：
譲渡及び譲受けの理由	
電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属

※様式集 (改正案)

	役職 電話番号 電子メールアドレス
--	-------------------------

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 10 条
第 1 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第六（第十条第二項関係）

法人の合併による打上げ実施者の地位の承継に係る認可申請書

許可番号	
許可年月日	
機体の名称及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
合併する法人の名称
連 絡 先
(郵便番号)
住 所
合併する法人の名称
連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 10 条第 2 項の規定により、法人の合併による打上げ実施者の地位の承継について認可を受けたいので申請します。

記

打上げ実施者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所	名称： 住所：
合併の理由	
電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号

※様式集 (改正案)

	電子メールアドレス
--	-----------

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 10 条第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第七（第十条第三項関係）

法人の分割による打上げ実施者の地位の承継に係る認可申請書

許可番号	
許可年月日	
機体の名称及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

分割する法人の名称

連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 10 条第 3 項の規定により、法人の分割による打上げ実施者の地位の承継について認可を受けたいので申請します。

記

打上げ実施者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
分割により宇宙ロケットの打上げに係る事業を承継する法人の名称及び住所	名称： 住所：
分割の理由	
電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 10 条第 3 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第八（第十一条第一項関係）

宇宙ロケットの打上げに係る許可の失効届出書

許可番号	
許可年月日	
機体の名称及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
名 称
(個人にあつては、氏名)
連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 11 条の規定により、届け出ます。

許可失効年月日	年 月 日
法第 11 条各号のうち該当する号	☐ 一 ☐ 二 ☐ 三 ☐ 四
許可失効の理由が死亡の場合は、 死亡した者の氏名及び住所	氏名： 住所：
許可失効の理由が死亡の場合は、 死亡した者との続柄	
届出担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 許可失効の理由が宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 11 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、許可証を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第九（第十三条第一項関係）

設計の確認申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットに係る設計の確認を受けたいので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、申請します。

記

宇宙ロケットの機体の名称及び号機番号	名称： 号機：
宇宙ロケットの設計 (別紙)	
飛行中断措置その他の宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法	
宇宙ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件	
過去に受けた設計の確認に係る申請書等を引用する場合にあつては、当該確認に係る設計確認番号	
電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属

※様式集 (改正案)

	役職 電話番号 電子メールアドレス
--	-------------------------

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 13 条
第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

(別紙)

宇宙ロケットの設計

1 概要

主要諸元	
形態の種類 (※)	
段構成	
補助ブースタ等の 有無及び本数	
全長 (m)	
直径 (代表径) (m)	
全備質量 (t) (人工衛星等を除く)	
誘導方式	
飛行中断措置の方法	

※ 形態の種類には、機体形態の別により異なる名称を記載する。

例 : CAO-12、CAO-12S、CAO-15 など

衛星フェアリング	
名称	
全長 (m)	
外径 (m)	
質量 (t)	
主要搭載電子装置	

※様式集 (改正案)

形態の種類							
各段等の詳細（必要に応じ補助ロケット等※の諸元を追記すること）							
	第1段						
全長（m）							
外径（m）							
質量（t）							
エンジン等の基（本）数							
エンジン等1基（本）あたり推力（kN）							
燃焼時間（s）							
推進薬種類							
推進薬質量（t）							
姿勢制御方式							
主要搭載電子装置							

※ガスジェット・サイドジェット等の姿勢制御用エンジン等を含む

打上げ能力（必要に応じて代表的軌道を追記すること）				
代表的軌道名称	低軌道			
高度（km）				
軌道傾斜角（度）				
打上げ可能質量（kg）				

2 ロケットシステム系統図

3 飛行安全管理に係る主要構成装置等

※装置等の名称、概要及び搭載段

4 エンジン系統図（第 段）

※1 補助ロケット、姿勢制御用エンジン等を含む。

※2 安全上重大なシステムに係る機能を含む。

5 軌道上における不要な人工物体発生の抑制のための措置

※ロケット軌道投入段、人工衛星等分離に係る装置等

様式第九の二（第十三条第一項関係）

設計の確認申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
名 称
(個人にあつては、氏名)
連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットに係る設計の確認を受けたいので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、申請します。

記

1 宇宙ロケットに関する事項

宇宙ロケットの機体の名称及び号機番号	宇宙ロケットの設計に係る別紙の番号	飛行中断措置その他の宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法	宇宙ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件	過去に受けた設計の確認に係る申請書等を引用する場合にあつては、当該確認に係る設計確認番号
名称： 号機：				
名称： 号機：				
名称： 号機：				

2 申請者等に関する事項

電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属

※様式集 (改正案)

	役職 電話番号 電子メールアドレス
--	-------------------------

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 13 条
第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

(別紙 1)

宇宙ロケットの設計

1 全般

宇宙ロケットの機体の名称と号機番号	
-------------------	--

2 概要

主要諸元	
形態の種類 (※)	
段構成	
補助ブースタ等の有無及び本数	
全長 (m)	
直径 (代表径) (m)	
全備質量 (t) (人工衛星等を除く)	
誘導方式	
飛行中断措置の方法	

※ 形態の種類には、機体形態の別により異なる名称を記載する。

例 : CAO-12、CAO-12S、CAO-15 など

衛星フェアリング	
名称	
全長 (m)	
外径 (m)	
質量 (t)	
主要搭載電子装置	

※様式集 (改正案)

形態の種類								
各段等の詳細（必要に応じ補助ロケット等（※）の諸元を追記すること）								
	第 1 段							
全長（m）								
外径（m）								
質量（t）								
エンジン等の基（本）数								
エンジン等 1 基（本）あたり推力（kN）								
燃焼時間（s）								
推進薬種類								
推進薬質量（t）								
姿勢制御方式								
主要搭載電子装置								

※ガスジェット・サイドジェット等の姿勢制御用エンジン等を含む

打上げ能力（必要に応じて代表的軌道を追記すること）				
代表的軌道名称	低軌道			
高度（km）				
軌道傾斜角（度）				
打上げ可能質量（kg）				

3 ロケットシステム系統図

4 飛行安全管理に係る主要構成装置等

※装置等の名称、概要及び搭載段

5 エンジン系統図（第 段）

※1 補助ロケット、姿勢制御用エンジン等を含む。

※2 安全上重大なシステムに係る機能を含む。

6 軌道上における不要な人工物体発生抑制のための措置

※ロケット軌道投入段、人工衛星等分離に係る装置等

※様式集 (改正案)

(別紙●)

宇宙ロケットの設計

1 全般

宇宙ロケットの 名称と号機番号	
本別紙全体が別 紙1と同一	☐ 同一（チェックした場合、2以降の記載不要） 備考 1項目でも別紙と異なる場合は、チェックせず2以降を記載してください。

2 概要

	別紙1 と同一	主要諸元（別紙1と異なる場合、又は別紙1と同一事項であるが特記事項がある場合に記載）
形態の種類（※）	☐	
段構成	☐	
補助ブースタ等 の有無及び本数	☐	
全長（m）	☐	
直径（代表径）（m）	☐	
全備質量（t） （人工衛星等を 除く）	☐	
誘導方式	☐	
飛行中断措置の 方法	☐	

※ 形態の種類には、機体形態の別により異なる名称を記載する。

例：CAO-12、CAO-12S、CAO-15 など

	別紙1 と同一	衛星フェアリング（別紙1と異なる場合、又は別紙1と同一であるが特記事項がある場合に記載）
名称	☐	
全長（m）	☐	
外径（m）	☐	
質量（t）	☐	
主要搭載電子装 置	☐	

備考 別紙1と同一の項目は「別紙1と同一」欄にチェックして下さい。この場合、内容欄の記載は不要です。

※様式集 (改正案)

形態の種類									
	別紙 1 と同一	各段等の詳細（必要に応じ補助ロケット等（※）の諸元を追記すること） （別紙 1 と異なる場合、又は別紙 1 と同一であるが特記事項がある場合に記載）							
		第 1 段							
全長 (m)	☐								
外径 (m)	☐								
質量 (t)	☐								
エンジン等の 基 (本) 数	☐								
エンジン等 1 基 (本) あたり 推力 (kN)	☐								
燃焼時間 (s)	☐								
推進薬種類	☐								
推進薬質量 (t)	☐								
姿勢制御方式	☐								
主要搭載電子 装置	☐								

※ガスジェット・サイドジェット等の姿勢制御用エンジン等を含む

	別紙 1 と 同一	打上げ能力（必要に応じて代表的軌道を追記すること） （別紙 1 と異なる場合、又は別紙 1 と同一であるが特記事項がある場合に記載）							
代表的軌道 名称	☐	低軌道							
高度 (km)	☐								
軌道傾斜角 (度)	☐								
打上げ可能 質量 (kg)	☐								

3 ロケットシステム系統図

本項目が別紙 1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
--------------	--

4 飛行安全管制に係る主要構成装置等

本項目が別紙 1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
--------------	--

※様式集 (改正案)

5 エンジン系統図 (第 段)

本項目が別紙 1 と同一	☐ 同一 (チェックした場合、本項目の記載不要)
--------------	---

6 軌道上における不要な人工物体発生の抑制のための措置

本項目が別紙 1 と同一	☐ 同一 (チェックした場合、本項目の記載不要)
--------------	---

※様式集 (改正案)

様式第十（第十三条第四項及び第十四条第二項関係）

設計（変更）確認書

下記のとおり申請のあった宇宙ロケットについて、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工
衛星の管理に関する法律 第13条第1項 の規定により設計（変更）の確認を行う。
第14条第1項

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 申請年月日
- 2 設計の確認を受けた者の氏名又は名称
- 3 設計確認番号
- 4 宇宙ロケットの機体の名称及び号機番号

※様式集 (改正案)

様式第十一（第十四条第一項関係）

宇宙ロケットの設計に係る変更の確認申請書

設計確認番号	
設計確認年月日	
機体の名称及び 号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの設計に係る変更の確認を受けたいので、宇宙ロケットの
打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 14 条第 1 項の規定により、申請します。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		
電子情報処理組織を 使用方法により 処分通知等を受ける 希望の有無	☐ 有 ☐ 無	
宇宙ロケットの設計 に係る変更の確認に 係る設計確認書の再	☐ 有 ☐ 無	

※様式集 (改正案)

交付を受けた場合における変更確認証明書の交付を受ける希望の有無	
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 13 条第 2 項第 1 号から第 3 号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類、当該変更後の宇宙ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第十一の二（第十四条第一項関係）

宇宙ロケットの設計に係る変更の確認申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
名 称
(個人にあつては、氏名)
連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの設計に係る変更の確認を受けたいので、宇宙ロケットの
打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 14 条第 1 項の規定により、申請します。

記

変更対象の設計確認	設計確認書番号	設計確認年月日	宇宙ロケットの機体の 名称及び号機番号
変更の内容	新	旧	
変更理由			
電子情報処理組織を 使用する方法により 処分通知等を受ける 希望の有無	☐ 有 ☐ 無		
宇宙ロケットの設計 に係る変更の確認に 係る設計確認書の再 交付を受けた場合に	☐ 有 ☐ 無		

※様式集 (改正案)

おける変更確認証明 書の交付を受ける希 望の有無	
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第13条第2項第1号から第3号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類、当該変更後の宇宙ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第十一の三（第十四条第三項関係）

宇宙ロケットの設計に係る変更確認証明書

下記は、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第14条第1項の規定により変更確認を受けたことを証明する。

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 宇宙ロケットの設計に係る変更確認を受けた者の氏名又は名称
- 2 設計確認番号
- 3 設計確認年月日
- 4 変更確認年月日
- 5 宇宙ロケットの機体の名称及び号機番号

※様式集 (改正案)

様式第十二（第十四条第五項関係）

宇宙ロケットの設計に係る変更届出書

設計確認番号	
設計確認年月日	
機体の名称及び 号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの設計に係る変更をしたので、宇宙ロケットの打上げ及び
特定人工衛星の管理に関する法律第 14 条第 2 項の規定により、届け出ます。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		
届出担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 当該変更事項に係る書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第十二の二（第十四条第五項関係）

宇宙ロケットの設計に係る変更届出書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
名 称
(個人にあつては、氏名)
連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの設計に係る変更をしたので、宇宙ロケットの打上げ及び
特定人工衛星の管理に関する法律第 14 条第 2 項の規定により、届け出ます。

記

変更対象の設計確認	設計確認書番号	設計確認年月日	宇宙ロケットの機体の 名称及び号機番号
変更の内容	新	旧	
変更理由			
届出担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 当該変更事項に係る書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第十三（第十六条第一項関係）

打上げ施設の適合認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、打上げ施設の適合認定を受けたいので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 16 条第 2 項の規定により、申請します。

記

打上げ施設の場所、構造及び設備（別紙）	
設計確認番号	
飛行中断措置その他の宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法	
過去に受けた打上げ施設の適合認定に係る申請書等を引用する場合にあつては、当該適合に係る適合認定番号	
電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 16 条第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

(別紙)

打上げ施設の場所、構造及び設備

1 概要

施設名称	
所在地	備考 施設が複数住所にまたがる場合は、代表地点の住所を記載すること。
打上げ施設の概要及び主要設備の配置図	
備考 1 縮尺等により距離情報を記載すること。 2 打上げ施設外との境界を明示すること。	

2 主要設備

※名称及び概要、セキュリティ対策

3 発射装置

※概要及びシステム系統図（安全上重大なシステムや飛行中断システムを含む。）

4 飛行安全管理に係る主要構成装置等

※概要及びシステム系統図

※様式集 (改正案)

様式第十三の二（第十六条第一項関係）

打上げ施設の適合認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、打上げ施設の適合認定を受けたいので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 16 条第 2 項の規定により、申請します。

記

1 打上げ施設に関する事項

打上げ施設の場所、 構造及び設備に係る 別紙の番号	設計確認番号	飛行中断措置その他の 宇宙ロケットの飛行経 路及び打上げ施設の周 辺の安全を確保する方 法	過去に受けた打上げ施 設の適合認定に係る申 請書等を引用する場合 にあつては、当該適合 に係る適合認定番号

2 申請者等に関する事項

申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス
電子情報処理組織を 使用する方法により 処分通知等を受ける 希望の有無	☐ 有 ☐ 無

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

※様式集 (改正案)

- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 16 条
第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

(別紙 1)

打上げ施設の場所、構造及び設備

1 概要

施設名称	
所在地	備考 施設が複数住所にまたがる場合は、代表地点の住所を記載すること。
打上げ施設の概要及び主要設備の配置図	
備考 1 縮尺等により距離情報を記載すること。 2 打上げ施設外との境界を明示すること。	

2 主要設備

※名称及び概要、セキュリティ対策

3 発射装置

※概要及びシステム系統図（安全上重大なシステムを含む。）

4 飛行安全管理に係る主要構成装置等

※概要及びシステム系統図

※様式集 (改正案)

(別紙●)

打上げ施設の場所、構造及び設備

1 全般

施設名称	
本別紙全体が別紙1と同一	☐ 同一（チェックした場合、2以降の記載不要） 備考 1項目でも別紙と異なる場合は、チェックせず2以降を記載してください。

2 概要

本項目が別紙1と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
所在地	備考 施設が複数住所にまたがる場合は、代表地点の住所を記載すること。
打上げ施設の概要及び主要設備の配置図	
備考 1 縮尺等により距離情報を記載すること。 2 打上げ施設外との境界を明示すること。	

3 主要設備

本項目が別紙1と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
------------	--

4 発射装置

本項目が別紙1と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
------------	--

5 飛行安全管理に係る主要構成装置等

本項目が別紙1と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
------------	--

※様式集 (改正案)

様式第十四（第十六条第三項及び第十七条第二項関係）

打上げ施設（変更）認定書

下記のとおり申請のあった打上げ施設について、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律 第 16 条第 1 項 第 17 条第 1 項 の規定により適合（変更）認定を行う。

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 申請年月日
- 2 適合認定を受けた者の氏名又は名称
- 3 適合認定番号
- 4 設計確認番号
- 5 打上げ施設の場所
所在地：

※様式集 (改正案)

様式第十五（第十七条第一項関係）

打上げ施設の適合認定に係る変更の認定申請書

適合認定番号	
適合認定年月日	
機体の名称及び 号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、打上げ施設の適合認定に係る変更の認定を受けたいので、宇宙ロケットの
打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、申請します。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		
電子情報処理組織を 使用方法により 処分通知等を受ける 希望の有無	☐ 有 ☐ 無	
打上げ施設の適合認 定に係る変更の認定 に係る打上げ施設認	☐ 有 ☐ 無	

※様式集 (改正案)

定書の再交付を受ける場合における変更認定証明書の交付を受ける希望の有無	
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 16 条第 2 項第 1 号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該変更後の打上げ施設が設計別施設安全基準に適合していることを証する書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第十五の二（第十七条第一項関係）

打上げ施設の適合認定に係る変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、打上げ施設の適合認定に係る変更の認定を受けたいので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、申請します。

記

	適合認定番号	適合認定年月日	設計確認番号
変更対象の適合認定			
変更の内容	新	旧	
変更理由			
電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無		
打上げ施設の適合認定に係る変更の認定に係る打上げ施設認定書の再交付を受ける場合における変更	☐ 有 ☐ 無		

※様式集 (改正案)

認定証明書の交付を受ける希望の有無	
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 16 条第 2 項第 1 号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該変更後の打上げ施設が設計別施設安全基準に適合していることを証する書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第十五の三（第十七条第三項関係）

打上げ施設の適合認定に係る変更認定証明書

下記は、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 17 条第 1 項の規定により変更認定を受けたことを証明する。

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 打上げ施設の適合認定に係る変更認定を受けた者の氏名又は名称
- 2 適合認定番号
- 3 適合認定年月日
- 4 変更認定年月日
- 5 対象とする宇宙ロケットの設計確認番号
- 6 打上げ施設の場所
所在地：

※様式集 (改正案)

様式第十六（第十七条第五項関係）

打上げ施設の適合認定に係る変更届出書

適合認定番号	
適合認定年月日	
設計確認番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

名 称

（個人にあつては、氏名）

連 絡 先

下記のとおり、打上げ施設の適合認定に係る変更をしたので、宇宙ロケットの打上げ及び
特定人工衛星の管理に関する法律第 17 条第 2 項の規定により、届け出ます。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		
届出担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 当該変更事項に係る書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第十六の二（第十七条第五項関係）

打上げ施設の適合認定に係る変更届出書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、打上げ施設の適合認定に係る変更をしたので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 17 条第 2 項の規定により、届け出ます。

記

変更対象の適合認定	適合認定番号	適合認定年月日	設計確認番号		
変更の内容	新	旧			
変更理由					
届出担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス				

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 当該変更事項に係る書類を添付すること。

様式第十六の三（第十八条の二第一項関係）

搭載前人工衛星等の適合認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
名 称
(個人にあつては、氏名)
連 絡 先

下記のとおり、搭載前人工衛星等の適合認定を受けたいので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 18 条の 2 第 2 項の規定により、申請します。

記

搭載前人工衛星等の名称	
搭載前人工衛星等の投入先又は配置先	
搭載前人工衛星等の利用の目的及び方法	☐ ダミーペイロード ☐ その他 ()
搭載前人工衛星等の構造（別紙 1）	
過去に受けた搭載前人工衛星等の適合認定に係る申請書等を引用する場合にあつては、当該認定に係る認定番号	
電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 18 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

(別紙)

搭載前人工衛星等の構造

1 概要

寸法 (mm)	(打上げ時) (運用時)	
全備質量 (kg)		
設計寿命		
電源方式		
姿勢制御方式		
推進方式の有無	☐ 有 ☐ 無	
推進薬種類		
推進薬質量 (kg)		
火工品の有無	☐ 有 ☐ 無	
展開物の有無	☐ 有 ☐ 無	
主要構造材料		
主要搭載機器		
分離又は結合時の 他の人工衛星等へ の悪影響防止の仕 組み		
意図しない物体放 出防止の仕組み		
異常時の破砕防止 の仕組み		
地球落下時の第三 者損害防止の仕組 み		
他の天体由来の物 質を地球に落下さ せて回収する計画	☐ 有 ☐ 無	
地球以外の天体を 回る軌道に投入又 は当該天体に落下 させる計画	☐ 有 ☐ 無	

2 概要図

3 搭載前人工衛星等のシステム系統図

※様式集 (改正案)

様式第十六の四（第十八条の二第一項関係）

搭載前人工衛星等の適合認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、搭載前人工衛星等の適合認定を受けたいので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第18条の2第2項の規定により、申請します。

記

1 搭載前人工衛星等に関する事項

搭載前人工衛星等の名称	搭載前人工衛星等の投入先又は配置先	搭載前人工衛星等の利用の目的及び方法	搭載前人工衛星等の構造に係る別紙の番号	過去に受けた搭載前人工衛星等の適合認定に係る申請書等を引用する場合にあつては、当該認定に係る認定番号
		☐ ダミーペイロード ☐ その他（ ）		
		☐ ダミーペイロード ☐ その他（ ）		
		☐ ダミーペイロード ☐ その他（ ）		

2 申請者等に関する事項

電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属

※様式集 (改正案)

	役職 電話番号 電子メールアドレス
--	-------------------------

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 18 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

(別紙 1 - 1)

搭載前人工衛星等の構造

1 全般

特定人工衛星の 名称	
---------------	--

2 概要

寸法 (mm)	(打上げ時) (運用時)	
全備質量 (kg)		
設計寿命		
電源方式		
姿勢制御方式		
推進方式の有無	☐ 有 ☐ 無	
推進薬種類		
推進薬質量 (kg)		
火工品の有無	☐ 有 ☐ 無	
展開物の有無	☐ 有 ☐ 無	
主要構造材料		
主要搭載機器		
分離又は結合時の 他の人工衛星等へ の悪影響防止の仕 組み		
意図しない物体放 出防止の仕組み		
異常時の破砕防止 の仕組み		
地球落下時の第三 者損害防止の仕組 み		
他の天体由来の物 質を地球に落下さ せて回収する計画	☐ 有 ☐ 無	

※様式集 (改正案)

地球以外の天体を 回る軌道に投入又 は当該天体に落下 させる計画	☐ 有 ☐ 無
---	---

3 概要図

4 搭載前人工衛星等システム系統図

※様式集 (改正案)

(別紙 1－●)

搭載前人工衛星等の構造

1 全般

特定人工衛星の 名称	
本別紙全体が別 紙 1－1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、2、3、4 の記載不要） 備考 1項目でも別紙 1－1 と異なる場合は、チェックせず 2以降を記載してください。

2 概要

備考 別紙 1－1 と同一の項目は「別紙 1－1 と同一」欄にチェックしてください。この場合、内容欄の記載は不要です。

項目	別紙 1 － 1 と 同一	内容（別紙 1－1 と異なる場合、又は別紙 1－1 と同一であるが特記事項がある場合に記載）	
寸法（mm）	☐	(打上げ時) (運用時)	
全備質量（kg）	☐		
設計寿命	☐		
電源方式	☐		
姿勢制御方式	☐		
推進方式の有無	☐	☐ 有 ☐ 無	
推進薬種類	☐		
推進薬質量（kg）	☐		
火工品の有無	☐	☐ 有 ☐ 無	
展開物の有無	☐	☐ 有 ☐ 無	
主要構造材料	☐		
主要搭載機器	☐		
分離又は結合時 の他の人工衛星 等への悪影響防 止の仕組み	☐		
意図しない物体 放出防止の仕組 み	☐		
異常時の破砕防 止の仕組み	☐		

※様式集 (改正案)

地球落下時の第三者損害防止の仕組み	☐	
他の天体由来の物質を地球に落下させて回収する計画	☐	☐ 有 ☐ 無
地球以外の天体を回る軌道に投入又は当該天体に落下させる計画	☐	☐ 有 ☐ 無

3 概要図

本項目が別紙 1—1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
----------------	--

4 搭載前人工衛星等のシステム系統図

本項目が別紙 1—1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
----------------	--

※様式集 (改正案)

様式第十六の五（第十八条の二第三項及び第十八条の三第二項関係）

搭載前人工衛星等（変更）認定書

下記のとおり申請のあった搭載前人工衛星等について宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律 第18条の2第1項 第18条の3第1項 の規定により適合（変更）認定を行う。

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 申請年月日
- 2 適合認定を受けた者の氏名又は名称
- 3 適合認定番号
- 4 搭載前人工衛星等の名称

※様式集 (改正案)

様式第十六の六（第十八条の三第一項関係）

搭載前人工衛星等の適合認定に係る変更の認定申請書

適合認定番号	
適合認定年月日	
搭載前人工衛星等の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、搭載前人工衛星等の適合認定に係る変更の認定を受けたいので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 18 条の 3 第 1 項の規定により、申請します。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		
電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無	
搭載前人工衛星等の適合認定に係る変更の認定に係る搭載前	☐ 有 ☐ 無	

※様式集 (改正案)

人工衛星等認定書の 再交付を受ける場合 における変更認定証 明書の交付を受ける 希望の有無	
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類、当該変更後の搭載前人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合していることを証する書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第十六の七（第十八条の三第一項関係）

搭載前人工衛星等の適合認定に係る変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、搭載前人工衛星等の適合認定に係る変更の認定を受けたいので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第18条の3第1項の規定により、申請します。

記

変更対象の適合認定	適合認定番号	適合認定年月日		搭載前人工衛星等の 名称
変更の内容	新		旧	
変更理由				
電子情報処理組織を 使用する方法により 処分通知等を受ける 希望の有無	☐ 有 ☐ 無			
搭載前人工衛星等の 適合認定に係る変更 の認定に係る搭載前	☐ 有 ☐ 無			

※様式集 (改正案)

人工衛星等認定書の 再交付を受ける場合 における変更認定証 明書の交付を受ける 希望の有無	
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類、当該変更後の搭載前人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合していることを証する書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第十六の八（第十八条の三第三項関係）

搭載前人工衛星等の適合認定に係る変更認定証明書

下記は、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 18 条の 3 第 1 項の規定により変更認定を受けたことを証明する。

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 搭載前人工衛星等の適合認定に係る変更認定を受けた者の氏名又は名称
- 2 適合認定番号
- 3 適合認定年月日
- 4 変更認定年月日
- 5 搭載前人工衛星等の名称

※様式集 (改正案)

様式第十六の九（第十八条の三第五項関係）

搭載前人工衛星等の適合認定に係る変更届出書

適合認定番号	
適合認定年月日	
搭載前人工衛星等の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

名 称

（個人にあつては、氏名）

連 絡 先

下記のとおり、搭載前人工衛星等の適合認定に係る変更をしたので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 18 条の 3 第 2 項の規定により、届け出ます。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		
届出担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 当該変更事項に係る書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第十六の十（第十八条の三第五項関係）

搭載前人工衛星等の適合認定に係る変更届出書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、搭載前人工衛星等の適合認定に係る変更をしたので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 18 条の 3 第 2 項の規定により、届け出ます。

記

変更対象の適合認定	適合認定番号	適合認定年月日		搭載前人工衛星等の 名称
変更の内容	新		旧	
変更理由				
届出担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 当該変更事項に係る書類を添付すること。

様式第十七（第二十条第一項関係）

特定人工衛星の管理に係る許可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
名 称
(個人にあつては、氏名)
連 絡 先

下記のとおり、特定人工衛星の管理に係る許可を受けたいので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 20 条第 2 項の規定により、申請します。

記

特定人工衛星の名称	
特定人工衛星管理設備の場所	
特定人工衛星の投入先又は配置先	
特定人工衛星の利用の目的及び方法	☐ 測位 ☐ 通信・放送 ☐ 宇宙科学・(資源) 探査 ☐ リモートセンシング ☐ その他 ()
特定人工衛星の構造 (別紙 1)	
管理計画 (別紙 2)	
法第 22 条第 4 号に定める終了措置の内容	☐ イ ☐ ロ ☐ ハ ☐ ニ
死亡時代理人の氏名又は名称及び住所 (申請者が個人の場合)	
規則第 20 条第 5 項第 2 号に定める特定人工衛星の管理に係る業務を行う役員の氏名 (申請者が法人の場合)	
規則第 21 条に定める申請者の使用人の氏名	
過去に受けた特定人工衛星の管理に係る許可に係る申請書等を引用する場合にあつては、当該許可に係る許可番号	

※様式集 (改正案)

電子情報処理組織を使用する方法 により処分通知等を受ける希望の 有無	☐ 有 ☐ 無
特定人工衛星の管理に係る許可に 係る許可証の交付を受けた場合に おける許可証明書の交付を受ける 希望の有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 20 条
第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

(別紙 1)

特定人工衛星の構造

1 概要

寸法 (mm)	(打上げ時) (運用時)	
全備質量 (kg)		
設計寿命		
電源方式		
姿勢制御方式		
推進方式の有無	☐ 有 ☐ 無	
推進薬種類		
推進薬質量 (kg)		
火工品の有無	☐ 有 ☐ 無	
展開物の有無	☐ 有 ☐ 無	
主要構造材料		
主要搭載機器		
分離又は結合時の 他の人工衛星等へ の悪影響防止の仕 組み		
意図しない物体放 出防止の仕組み		
異常時の破砕防止 の仕組み		
地球落下時の第三 者損害防止の仕組 み		
他の天体由来の物 質を地球に落下さ せて回収する計画	☐ 有 ☐ 無	
地球以外の天体を 回る軌道に投入又 は当該天体に落下 させる計画	☐ 有 ☐ 無	

※様式集 (改正案)

2 概要図

3 特定人工衛星のシステム系統図

(別紙 2)

管理計画

- 1 特定人工衛星管理設備の概要
- 2 特定人工衛星の管理の方法
 - 2.1 特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握する方法
 - 2.2 特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御する方法
- 3 分離又は結合時の他の人工衛星等への悪影響防止の仕組み
- 4 異常時の破砕防止の仕組み
- 5 ロケット軌道投入段又は他の人工衛星等との衝突回避の仕組み
- 6 終了措置
- 7 特定人工衛星の管理を実行する体制の構築（特定人工衛星の管理を行う組織及び業務、異常事態への対応、セキュリティ対策の構築等）

様式第十七の二（第二十条第一項関係）

特定人工衛星の管理に係る許可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
名 称
(個人にあつては、氏名)
連 絡 先

下記のとおり、特定人工衛星の管理に係る許可を受けたいので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 20 条第 2 項の規定により、申請します。

記

1 特定人工衛星の管理に関する事項

特定人工衛星 の名称	特定人工衛星管理 設備の場所	特定人工衛星の投入先又は 配置先	特定人工衛星の利用の目的 及び方法	特定人工衛星 の構造及び管 理計画に係る 別紙の番号	法第22条第 4 号に定める 終了措置の内容	過去に受けた特定 人工衛星の管理に 係る許可に係る 申請書等を引用す る場合にあつて は、当該許可に係 る許可番号
			☐ 測位 ☐ 通信・放送 ☐ 宇宙科学 ・（資源）探査 ☐ リモートセンシング ☐ その他（ ）		☐ イ ☐ ロ ☐ ハ ☐ ニ	
			☐ 測位 ☐ 通信・放送 ☐ 宇宙科学 ・（資源）探査 ☐ リモートセンシング ☐ その他（ ）		☐ イ ☐ ロ ☐ ハ ☐ ニ	
			☐ 測位 ☐ 通信・放送 ☐ 宇宙科学 ・（資源）探査 ☐ リモートセンシング ☐ その他（ ）		☐ イ ☐ ロ ☐ ハ ☐ ニ	

2 申請者等に関する事項

死亡時代理人の氏名又は名称及 び住所（申請者が個人の場合）	
規則第 20 条第 5 項第 2 号に定め る特定人工衛星の管理に係る業	

※様式集 (改正案)

務を行う役員の氏名（申請者が法人の場合）	
規則第 21 条に定める申請者の使用人の氏名	
電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
特定人工衛星の管理に係る許可に係る許可証の交付を受けた場合における許可証明書の交付を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 20 条第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

(別紙 1 - 1)

特定人工衛星の構造

1 全般

特定人工衛星の 名称	
---------------	--

2 概要

寸法 (mm)	(打上げ時) (運用時)	
全備質量 (kg)		
設計寿命		
電源方式		
姿勢制御方式		
推進方式の有無	☐ 有 ☐ 無	
推進薬種類		
推進薬質量 (kg)		
火工品の有無	☐ 有 ☐ 無	
展開物の有無	☐ 有 ☐ 無	
主要構造材料		
主要搭載機器		
分離又は結合時の 他の人工衛星等へ の悪影響防止の仕 組み		
意図しない物体放 出防止の仕組み		
異常時の破砕防止 の仕組み		

※様式集 (改正案)

地球落下時の第三者損害防止の仕組み	
他の天体由来の物質を地球に落下させて回収する計画 □ 有 □ 無	
地球以外の天体を回る軌道に投入又は当該天体に落下させる計画 □ 有 □ 無	

3 概要図

4 特定人工衛星のシステム系統図

※様式集 (改正案)

(別紙 1 - 2)

特定人工衛星の構造

1 全般

特定人工衛星の 名称	
本別紙全体が別 紙 1 - 1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、2 以降の記載不要） 備考 1 項目でも別紙 1 - 1 と異なる場合は、チェックせず 2 以降を記載してください。

2 概要

備考 別紙 1 - 1 と同一の項目は「別紙 1 - 1 と同一」欄にチェックしてください。この場合、内容欄の記載は不要です。

項目	別紙 1-1 と同一	内容（別紙 1 - 1 と異なる場合、又は別紙 1 - 1 と同一であるが特記事項がある場合に記載）
寸法 (mm)	☐	(打上げ時) (運用時)
全備質量 (kg)	☐	
設計寿命	☐	
電源方式	☐	
姿勢制御方式	☐	
推進方式の有 無	☐	☐ 有 ☐ 無
推進薬種類	☐	
推 進 薬 質 量 (kg)	☐	
火工品の有無	☐	☐ 有 ☐ 無
展開物の有無	☐	☐ 有 ☐ 無
主要構造材料	☐	
主要搭載機器	☐	
分離又は結合 時の他の人工 衛星等への悪 影響防止の仕 組み	☐	

※様式集 (改正案)

意図しない物体放出防止の仕組み	☐	
異常時の破砕防止の仕組み	☐	
地球落下時の第三者損害防止の仕組み	☐	
他の天体由来の物質を地球に落下させて回収する計画	☐	☐ 有 ☐ 無
地球以外の天体を回る軌道に投入または当該天体に落下させる計画	☐	☐ 有 ☐ 無

3 概要図

本項目が別紙 1－1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
----------------	--

4 特定人工衛星のシステム系統図

本項目が別紙 1－1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
----------------	--

(別紙 2 - 1)

管理計画

1 全般

特定人工衛星の 名称	
---------------	--

2 特定人工衛星管理設備の概要

3 特定人工衛星の管理の方法

3.1 特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握する方法

3.2 特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御する方法

4 分離又は結合時の他の人工衛星等への悪影響防止の仕組み

5 異常時の破砕防止の仕組み

6 ロケット軌道投入段又は他の人工衛星等との衝突回避の仕組み

7 終了措置

8 特定人工衛星の管理を実行する体制の構築（特定人工衛星の管理を行う組織及び業務、異常事態への対応、セキュリティ対策の構築等）

(別紙 2－●)

管理計画

1 全般

特定人工衛星の 名称	
本別紙全体が別 紙 2－1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、2 以降の記載不要） 備考 1 項目でも別紙 2－1 と異なる場合は、チェックせず 2 以降を記載してください。

2 特定人工衛星管理設備の概要

本項目が別紙 2－1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
----------------	--

3 特定人工衛星の管理の方法

本項目が別紙 2－1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
----------------	--

4 分離又は結合時の他の人工衛星等への悪影響防止の仕組み

本項目が別紙 2－1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
----------------	--

5 異常時の破砕防止の仕組み

本項目が別紙 2－1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
----------------	--

6 ロケット軌道投入段又は他の人工衛星等との衝突回避の仕組み

本項目が別紙 2－1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
----------------	--

7 終了措置

本項目が別紙 2－1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
----------------	--

8 特定人工衛星の管理を実行する体制の構築（特定人工衛星の管理を行う組織及び業務、異常事態への対応、セキュリティ対策の構築等）

本項目が別紙 2－1 と同一	☐ 同一（チェックした場合、本項目の記載不要）
----------------	--

※様式集 (改正案)

様式第十八（第二十条第六項及び第二十五条第二項関係）

特定人工衛星の管理（変更）許可証

下記のとおり申請のあった特定人工衛星の管理について、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律 第 20 条第 1 項 の規定により（変更）許可する。
第 23 条第 1 項

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 申請年月日
- 2 特定人工衛星管理者の氏名又は名称
- 3 許可番号
- 4 特定人工衛星の名称
- 5 特定人工衛星管理設備の場所
- 6 許可に付した条件

※様式集 (改正案)

様式第十八の二（第二十条第七項及び第二十五条第三項関係）

特定人工衛星の管理許可証明書

下記は、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律
第 20 条第 1 項 の規定により（変更）許可を受けたことを証明する。
第 23 条第 1 項

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 特定人工衛星管理者の氏名又は名称
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 特定人工衛星の名称
- 5 特定人工衛星管理設備の場所

※様式集 (改正案)

様式第十九（第二十五条第一項関係）

特定人工衛星の管理に係る変更の許可申請書

許可番号	
許可年月日	
特定人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
名 称
(個人にあつては、氏名)
連 絡 先

下記のとおり、特定人工衛星の管理に係る変更の許可を受けたいので、宇宙ロケットの
打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 23 条第 1 項の規定により、申請します。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		
電子情報処理組織を 使用する方法により 処分通知等を受ける 希望の有無	☐ 有 ☐ 無	
特定人工衛星の管理 に係る変更の許可に 係る許可証の交付を 受けた場合における	☐ 有 ☐ 無	

※様式集 (改正案)

許可証明書の交付を 受ける希望の有無	
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 20 条
第 2 項第 1 号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第十九の二（第二十五条第一項関係）

特定人工衛星の管理に係る変更の許可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
名 称
(個人にあつては、氏名)
連 絡 先

下記のとおり、特定人工衛星の管理に係る変更の許可を受けたいので、宇宙ロケットの
打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 23 条第 1 項の規定により、申請します。

記

変更対象の許可	許可番号	許可年月日	特定人工衛星の名称
変更の内容	新	旧	
変更理由			
電子情報処理組織を 使用方法により 処分通知等を受ける 希望の有無	☐ 有 ☐ 無		
特定人工衛星の管理 に係る変更の許可に 係る許可証の交付を 受けた場合における 許可証明書の交付を	☐ 有 ☐ 無		

※様式集 (改正案)

受ける希望の有無	
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 20 条第 2 項第 1 号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第二十（第二十五条第五項関係）

特定人工衛星の管理に係る変更届出書

許可番号	
許可年月日	
特定人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 23 条第 2 項に規定される変更をしたので、同項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		
届出担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 当該変更事項に係る書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第二十の二（第二十五条第五項関係）

特定人工衛星の管理に係る変更届出書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
名 称
(個人にあつては、氏名)
連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 23 条第 2 項に規定される変更をしたので、同項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

記

変更対象の許可	許可番号	許可年月日	特定人工衛星の名称
変更の内容	新	旧	
変更理由			
届出担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 当該変更事項に係る書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第二十一（第二十六条第一項関係）

特定人工衛星の事故届出書

許可番号	
許可年月日	
特定人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、特定人工衛星に事故があったので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 25 条の規定により、届け出ます。

記

当該事故の状況	
当該事故が発生した 日時及び位置	日時： 位置：
当該事故の発生後の 特定人工衛星の投入 先又は配置先	
届出担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

※様式集 (改正案)

様式第二十二（第二十七条第一項関係）

特定人工衛星の管理に係る事業の譲渡及び譲受け認可申請書

許可番号	
許可年月日	
特定人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（譲渡人）（郵便番号）

住 所

名 称

（個人にあつては、氏名）

連 絡 先

（譲受人）（郵便番号）

住 所

名 称

（個人にあつては、氏名）

連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、特定人工衛星の管理に係る事業の譲渡及び譲受けについて認可を受けたいので申請します。

記

特定人工衛星管理者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所	（譲渡人）氏名又は名称： 住所： （譲受人）氏名又は名称： 住所：
譲渡及び譲受けの理由	
電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属

※様式集 (改正案)

	役職 電話番号 電子メールアドレス
--	-------------------------

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 27 条第 1 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第二十三（第二十七条第二項関係）

特定人工衛星の管理に係る事業の譲渡届出書

許可番号	
許可年月日	
特定人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

名 称

(個人にあつては、氏名)

連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 26 条第 2 項に規定される特定人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うので、同項の規定により、届け出ます。

記

譲渡年月日	年 月 日
譲受人の氏名又は名称 及び住所	氏名又は名称： 住所：
譲渡の理由	
譲受人が用いる特定人工衛星管理設備の場所	
届出担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 27 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第二十四 (第二十七条第三項関係)

法人の合併による特定人工衛星管理者の地位の承継に係る認可申請書

許可番号	
許可年月日	
特定人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
合併する法人の名称
連 絡 先
(郵便番号)
住 所
合併する法人の名称
連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 26 条第 3 項の規定により、法人の合併による特定人工衛星管理者の地位の承継について認可を受けたいので申請します。

記

特定人工衛星管理者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所	名称： 住所：
合併の理由	
電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

※様式集 (改正案)

- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 27 条第 3 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第二十五（第二十七条第四項関係）

法人の分割による特定人工衛星管理者の地位の承継に係る認可申請書

許可番号	
許可年月日	
特定人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
分割する法人の名称
連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 26 条第 4 項の規定により、法人の分割による特定人工衛星管理者の地位の承継について認可を受けたいので申請します。

記

特定人工衛星管理者の地位の承継に関する事項

承継年月日	年 月 日
分割により特定人工衛星の管理に係る事業を承継する法人の名称及び住所	名称： 住所：
分割の理由	
電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける希望の有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律施行規則第 27 条第 4 項各号に掲げる書類を添付すること。

※様式集 (改正案)

様式第二十六（第二十八条関係）

特定人工衛星管理者に係る死亡届出書

許可番号	
許可年月日	
特定人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 27 条第 1 項の規定により、届け出ます。

死亡した者の氏名及び住所	氏名： 住所：
死亡年月日	年 月 日
死亡した者との続柄	
届出担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第二十七（第二十九条関係）

特定人工衛星の管理に係る終了措置届出書

許可番号	
許可年月日	
特定人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)
住 所
名 称
(個人にあつては、氏名)
連 絡 先

下記のとおり、特定人工衛星の管理を終了するので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 28 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

終了措置を講ずる年月日	年 月 日
終了措置を講ずる理由	
法第 22 条第 4 号に定める終了措置の内容	☐ イ ☐ ロ ☐ ハ ☐ ニ
届出担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 法第 22 条第 4 号ニの措置を行う場合は、特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を終了措置の内容の欄に記載すること。

※様式集 (改正案)

様式第二十八（第三十条関係）

特定人工衛星管理者である法人に係る解散届出書

許可番号	
許可年月日	
特定人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（清算人又は破産管財人）（郵便番号）

住 所

名 称

（個人にあつては、氏名）

連 絡 先

下記のとおり、特定人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したので、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 29 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

解散した法人の 名称及び住所	名称： 住所：
解散年月日	年 月 日
届出担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 号

写

真

職名及び氏名

年 月 日生
年 月 日発行

内閣総理大臣

宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律抜粋

第31条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、打上げ実施者、第十三条第一項の確認を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者、第十八条の二第一項の適合認定を受けた者若しくは特定人工衛星管理者（次条において「打上げ実施者等」という。）に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第62条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二 (略)

※様式集 (改正案)

様式第三十（第三十六条第一項関係）

供託物取戻承認申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）

住 所

名 称

（個人にあつては、氏名）

連 絡 先

下記のとおり、宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 51 条の規定により、損害賠償担保措置としての供託物の取戻しについて承認を受けたいので、申請します。

記

法第 51 条各号のうち該当する号	☐ 一 ☐ 二 ☐ 三
現に存する供託物	
取り戻そうとする供託物	
電子情報処理組織を使用する方法 により処分通知等を受ける希望の 有無	☐ 有 ☐ 無
申請担当者	氏名 所属 役職 電話番号 電子メールアドレス

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律第 51 条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付すること。